

議事日程(第8号)

平成30年3月20日 午前9時20分開議

- 日程第1 議案第10号 平栢の滝森林公園条例の制定について
- 日程第2 議案第17号 吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第11号 蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例の制定について
- 日程第4 議案第12号 吉賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第13号 吉賀町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第14号 吉賀町表彰条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第15号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第16号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第18号 吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第19号 大野原運動交流広場施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第20号 吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第21号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第22号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第23号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第24号 吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について
- 日程第16 議案第25号 吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第26号 吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 議案第27号 吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第28号 吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第29号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第30号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第31号 吉賀町町民憲章町歌検討委員会条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第32号 平成30年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第24 議案第33号 平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第25 議案第34号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第35号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第36号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第37号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第29 議案第38号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第39号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第31 議案第40号 平成30年度吉賀町一般会計予算
- 日程第32 発委第1号 議会活性化特別委員会の設置について
- 日程第33 発議第1号 国民健康保険制度における国庫負担割合の引き上げを求める意見書（案）
- 日程第34 陳情第1号 町道亀原線、中亀原線道路改良工事についての陳情
- 日程第35 閉会中の調査報告について
- 日程第36 閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第10号 平栃の滝森林公園条例の制定について
- 日程第2 議案第17号 吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第11号 蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例の制定について
- 日程第4 議案第12号 吉賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定  
める条例の制定について
- 日程第5 議案第13号 吉賀町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第14号 吉賀町表彰条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第15号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条  
例について

- 日程第8 議案第16号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第18号 吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第19号 大野原運動交流広場施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第20号 吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第21号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第22号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第23号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第24号 吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について
- 日程第16 議案第25号 吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第26号 吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第27号 吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第28号 吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第29号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第30号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第31号 吉賀町町民憲章町歌検討委員会条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第32号 平成30年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第24 議案第33号 平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第25 議案第34号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第35号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第36号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第37号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第29 議案第38号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第39号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第31 議案第40号 平成30年度吉賀町一般会計予算  
 日程第32 発委第1号 議会活性化特別委員会の設置について  
 日程第33 発議第1号 国民健康保険制度における国庫負担割合の引き上げを求める意見書(案)  
 日程第34 陳情第1号 町道亀原線、中亀原線道路改良工事についての陳情  
 日程第35 閉会中の調査報告について  
 日程第36 閉会中の継続調査について

---

出席議員(12名)

1番 松蔭 茂君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 桑原 三平君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	青木 一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	大庭 克彦君		

---

午前9時20分開議

○議長(安永 友行君) ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直

ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

中林室長については用務のため、本日は欠席をされます。

---

### 日程第1. 議案第10号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第10号平栃の滝森林公園条例の制定についてを議題とします。

本案については質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ちょっとお許しをいただきたいんですが、この10号もいずれ、いずれと言いますか、一般会計の予算に関係することですので、ここで少し町長に対して質問をさせていただきたいと思います。

先般の質問の中で、町長、町を一つにというスローガンのもとにまちづくりを進めておられるわけですけど、その事に対して、質問の中で、町を一つにするために特定の地域に予算配分をしているというような町民の方のお話があるという質問が出ました。このことは町民の方のお話とはいえ、もしそのようなことが、特定の地域に御自身の町を一つにするというスローガンの達成のために特定の地域に予算配分がなされるというようなことはあってはならないことでありますし、また、あるとも思えませんけれども、町長の再度その発言をいただきたいと思います。

それとそれに関して、町職員の方が特定の地域に予算配分してあるからという、ほかの地域の方が来られてもだめですよというような発言があったということがありましたけど、これもあり得ない話だと思うんですけど、もしあったとしたらゆゆしきことでありまして、このよううわさが出ること自体が少し問題があると思っております。

この発言を踏まえて、庁内でどのような対応をされたのか、また、町長としてそのような予算配分なり指示があったのかということをお聞きしておきたいと思います。

これは町の予算の公平公正にかかわることですので、あまり関係ないとは言えませんので、予算審議に入る前にぜひ町長のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 庭田議員のただいまの発言は、私は動議に類するものと思っております。ですが特別にこれを許可します。よって町長に答弁していただきますが、再質問はさせませんのでそのように理解してください。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは自席から失礼いたします。

先般の一般質問のやりとりの中で、今10番議員がおっしゃられたような御発言がありまして、私もこの席で幾らかお話もさせていただいたかと思っております。

まず、補助金とか負担金のその対象を初め、行政の施策につきまして地域に限定をした、あるいは有利な、あるいは遠慮をしたような行政執行というような御指摘なり御発言がございました。これにつきましては、私は先代の中谷前町長の時代からも含めて、そうしたことは一切ないというような認識でございます。したがって、従来からそうでございますし、今後も以後につきましても、行政執行に当たりましては公平あるいは公正な施策の実行に引き続き努めてまいりたいというふうに思っております。

それから後段の職員の対応の件でも御指摘がございました。この件につきましては、あつた御指摘がございましたので、その質疑の後、副町長を通じて各管理職、そして管理職から職員のほうへ、そういった事実があつたかということについての事実確認をさせていただきました。けさほどのところではございましたけど、副町長のほうからそういった事実確認はできなかったという報告を受けたところでございます。

しかし、反省点はあるかと思ひます。そうしたことが住民の方の声として出たということは、やはり説明不足であつたり、対応の仕方であつたりそういったことを含めて、やはり職員、行政と住民の皆さんとのやりとりの中で不足した部分がやはり私にはあつたんだろうと。その結果として、そういったようなお話が住民の皆さんの間でささやかれたのではないかとございまして、ここはしっかり真摯に受けとめさせていただきたいとございまして。

ただ、そうしたことがあつてはいけないわけではございますので、当然今後の対応といたしましては、これまで同様でございますけれども、しっかりした説明を行う、説明責任をしっかり行政の一員としてまずは果たすということが必要だと思ひます。

それから、もう一つは接遇を含めた窓口対応、これは窓口だけでなく電話の場合もそうでございますが、住民の皆さんに対しても情報をしっかり開示をさせていただく、その上で、前段では接遇に気をつけて窓口対応等をさせていただくということに心がけていくように、また庁議を通じて管理職のほうから職員のほうへ指導をするように指示をさせていただきたいとございまして。言葉足らずがあつたかも知れませんが御容赦いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 10番議員のただいまの発言については、これをもって終わります。

質疑を行いますので質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、議案第10号です。平栃の滝森林公園条例ですけども、これまでも管理はしてきていただいております。今度このたびの予算におきましても今の遊歩道の改修が行われて、安全性の確保ということで取り組みがされるというふうに思ひますが、町が管理をするに当たって直接的には町からまた地元の方なりをお願いをしてやっていくことになると思ひますが、そのときにやはり次々とその管理をされる方が高齢になっていくことによって、管理の続行が難しくなるとかというような事例が発生するということがあり得るのかお

聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

ただいまのところ年齢が上がっていったって高齢化して管理ができなくなったという情報はございません。毎年、定期的に管理組合の総会も開かれておりまして、きちっと管理をしていこうという意気込みのほうもこちらのほうには伝わってくるという状況でございますので、答弁にかえさせていただきますと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 平栃の滝公園、この前、今何か入れない道がどうかという、それいつごろになるというのはわかりませんか。せつかく、（発言する者あり）何せ道が崩れておるということで入れんということですね。それがその道が直るのはいつごろかちゅうの、わからんことはない。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

通行どめにさせていただいたのが27年ということでございます。そのころからやっぱり落石も、それまでにも落石等はありませんで、それぞれネットを張るとかいろんな対処をしましてまいりましたが、27年に落石があって、そのときに危険だという判断をさせていただいて閉鎖をしているというところでございます。

これにつきましては、今回予算等のお願いもさせていただいておりますけれども、新しい道のつけかえというところで、今年度、30年度で整備をしたいというふうに考えております。その整備を、年度が始まりましたら早々に発注をさせていただいて、そしてなるべく早いところで、年度内ではその道を使っていただけるようにしたいと思っておりますけれども、期間的なものはちょっとまだこちらとしても検討しておりませんので、なるべく早いところという御回答しかできないという状況でございますが、本年度からは平栃の滝にも入れるようになるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この平栃の滝公園の条例ですが、隣接地はここから奥は国有林がございまして。そうした国有林との協議、そうしたことについての、本当は一般会計の予算が出ておりますが、そうしたことまでもし協議がというようなことはあったかどうかちゅうことをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

現在までのところ、予算を確保するための図面等々を一生懸命つくっております段階でございますので、まだ営林署とは直接は協議をさせていただいていないというのが現実のところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第10号平柘の滝森林公園条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第17号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第17号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありますか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 検討委員会の答申を受けて、統合が着々と進んでおるわけですが、教育長に1点お聞きしておきたいのが六日市中学校と蔵木中学校の統合に関して、蔵木中学校校区内そして六日市中学校校区内の住民の統合ということが、その住民の方の総意であると理解しているのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） お答えいたします。

まず今回、統合につきましての具体的計画をつくりました。その基礎となりましたのは統合検討委員会からの報告書でございます。その統合検討委員会をつくる時に蔵木、六日市、両地区からいわゆる委員を出させていただきました。その時点で自治会への御説明としましては、地域の御意見をその検討委員会のほうへいただきたいということで委員を選出いただいております。

ということは、おのずと検討委員会の御意見は地域の意見を代弁しているものと私どもは理解

をしておりますし、そうであると信じておるところです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） これは確か、5 番議員からもあったかと思うんですが、この 31 年 4 月 1 日からこの改正を施行するという事になっております。ちょっと、町長が答えられたと思うんですが、もう一遍確認で、なぜ 1 年、これはまだ統合していないわけでしょう、今進んでおるといふことですね。ほぼ統合するとは思われるんですが、まだ議会では議決していないはずなんです、統合すると。（発言する者あり）やったかいな、（「今からする」と呼ぶ者あり）今からでしょう、今からするのを 1 年先の条例改正しておくといふのは、丁寧な説明があったかと思いますが、もう一度済みませんが、なぜそうなるのか、まだ統合していないのといふことをちょっと丁寧にお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先般、議案上程の質疑の中で私のほうからお答えをした言葉だと思いますけれども、実際、今教育委員会のほうが進めておりますのは、来年の平成 31 年 4 月 1 日からということですので、それを当然今から決めていただくということですので、現段階で統合ということは議決をされていないといふのは、ただこの後の議案第 11 号、日程第 3 の部分とも多分に関係があるかと思うんですけれども、私は前回申し上げたのは、やはり今まで検討委員会の報告書を受けて、教育委員会が統合の計画書をつくって、いよいよ統合に向けた準備をしていこうという段階で、来年の平成 31 年 4 月 1 日の段階でまず統合する、統合ありきの中でないとこの後の条例のまた御審議をいただくわけですが、準備委員会、準備の手続にやっぱり組み込むことができないだろうと。

手続とすれば、議会のほうで一部改正で蔵木と六日市が統合して新しい六日市中学校をつくるという、その統合の案件について、あのときはお墨つきというような言葉を使ったかと思いますが、そのことが確たるものがないと統合の準備ができない。それがやはり議会のほうでしっかり御議論いただいて可決をしていただいて、そうした手続を順序立ってさせていただきたいという思いでこの前発言をさせていただきました。

ですから逆のことを言えば、この条例改正なくして、例えば後段の準備委員会の条例を可決するという事になりますと、私はむしろそちらのほうの手続のほうで議会軽視ではないかといふふうに私は思っております。

統合するといふ議決をいただいて、それから統合の準備を進める、そのための準備委員会がこの後の条例で御審議をいただく案件でございますので、我々とすれば、提出者でございますが、私の責任とすれば、まず一部改正で統合ということを議決をいただいて、その後それに向けた

1年間で準備をするための準備委員会の設置をさせていただきたい、こういう手順を進めていきたいという思いでございますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

現段階では当然、今1番議員がおっしゃられたように、統合の議決はいただいておりません。そのための議決を今からいただくとしているわけでございますし、それからその議決をいただければ、次のステップとして統合の準備委員会を進めていきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 準備委員会のことじゃないんですけど、統合が始まって私懸念するのは、この間の一般質問で言いましたけど、通学に関する事なんですけど、町長は通学路は片側一車線ずつ離合もでき、道路も普通にあると。それで、というようなあれだったんですけども、やはりカーブがあり、何度も言うようなんですけど、大型トラックとか乗用車等が特にカーブの辺ではセンターラインを越して通行しております。この辺は事実ですので、その辺で自転車による通学は認めないということでしたが、完全に強制されるのか、それとも、もう子どもの自主性に任すのかと、そこら辺でも変わってくると思うんですけども、完全に禁止するというならあれですけど、ある程度やむを得ないちゅうようなことがあって、たまたま自転車通学のときに事故が起きた場合の、必ず事故は起きる可能性があるんですね、その辺でちょっとそこら辺の責任の所在ちゅうか、そこら辺のことはきちっと準備委員会の中で検討されるのかも含めてちょっとお願いします。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 私も自転車で蔵木の中学校の子どもたちが、もし六日市へ通うとなるとどうなるかというのを実際に体験してみました。いろんなところで危険なところを見つけました。なので、先般、一般質問のとき8番議員の御質問には、私どもとすればスクールバスを推奨すると申し上げました。推奨するということは自転車通学を禁止するというものではありません。ときにはそれは自転車通学をする必要もあるかもしれませんが、なるべくならばスクールバスを使っていただいて、そして部活のほうで遅くなる場合、そのようなときには保護者の送迎というふうなことで対応できないかということで、先般の一般質問でお答えをさせていただいたところでございます。

通学路につきまして、一朝一夕にはなかなかできません。やっぱり時間をかける必要がございます。なので、現時点としてはスクールバスを推奨しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ちょっと一般質問みたいになって申しわけないんですけど、再度

言いますけど、自転車通学の可能性があるということで、道路が歩道がないので、歩道があればそこを自転車で走れるので大丈夫ですけど歩道がないので、そこら辺のことをちょっと町長、何か一言お願いしたいんですけども。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 通学路、大変御心配なむきは、こちらのほうも十分承知しているつもりです。

先日、教育次長のほうからもお話があったと思うんですが、年に1回それぞれの校区ごとに、学校、教育委員会、それから地域の方、警察、それから道路管理者であります町、あるいは県の土木、こういった機関でそれぞれ現地の調査、踏査をさせていただいて、必要に応じて対応をさせていただくというお話をさせていただいたかと思います。

ですから、そういった現地の調査の中で、まだまだ歩道が足りないとかそういった御要望があれば、それは当然関係機関、団体のほうに要望なりする準備はあるわけでございますので、まずはそういったところをいまから条例を可決をしていただければ、準備委員会の中でそういったお話もひょっとしたら出るのかもわかりません。そういったところで御議論をいただいて、あるいは先ほど申し上げました現地での調査等もあるわけでございますので、そういったところで声が上がれば、それに応じたような対応をしていく準備はございます。そのことを申し上げておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 済みません、今通学路点検のことを町長申し上げましたけれども、その中で今、通学路点検のメンバーの中で地域の方というのがありましたけれども、通学路点検については地域の方は入っておりませんので、訂正させていただきます、済みません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第17号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第11号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第11号蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） これ、以前質問をしたと思いますけど、この中に、委員の中に子どもたちがいないということですけど、それはいろいろな時間的な制約もあって、委員の中には含めないという説明だったと思いますけど、もう一回、この子どもたちの意見を吸い上げる機会をどのようにして設けるかということをお聞きしておきたいと思います。

中学校ぐらいになりましたら、むしろ子どもたちにそういう、各地で子どもの議会も行われていますし、いろんな面で私たちよりは先見の明があるところもありますので、この学校づくりに子どもたちの意見を取り入れるべきだと思いますので、教育委員会として、彼ら彼女らの意見をどのように学校づくりに取り入れていくかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） お答えいたします。子どもたちの意見をどのように学校づくりに反映するかという点でございますが、今回の統合準備委員会設置条例の第2条第9号の中に、前各号に掲げるもののほか、統合準備に関し必要な事項に関する事とということがございます。このような中で、議員御指摘、御提案のございました件につきまして議論をしていきたいとそうように考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 条例3条の委員会の委員、この1号のところに、蔵木地区及び六日市地区の自治会、これはちょっとどういう意味ですかいね。というのは、蔵木はよくわからんのやけど、六日市っていうことは旧六日市なら幸地から始まってやはり何かこういうふうにあるわけですが、その各地区のという意味ですか、それとも六日市一つで、要するに旧六日市から1名ということですか。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 私どもがイメージしておりますのは、六日市地区と申しますのは六日市中学校の校区です。ですから幸地からこっちは九郎原、ずっとこっちに來まして立戸、広石、いわゆるその全体の校区の中での自治会をイメージしております。

同じように蔵木についても、河津、金山谷地区から九郎原までですね、その校区の中での自治会というふうなイメージでこちらのほうへ載せさせてもらっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） ということは、要するに校区の中から1名ちゅうことですか、各地区のということなんですが、この校区の1名という意味ですか、ちょっともう一遍。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） はい、お見込みのとおりでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 先ほどの子どもの意見をという質問の中で、2条の9号で統合準備に関し、必要な事項に関することに関して子どもの意見を取り入れるんだというような説明だったかと思えますけど、統合準備に関し必要な事項というのが、その子どもたちの意見、学校づくりに対しての教育とか学校づくりに対しての子どもたちの意見でなければならないと思っていますし、質問をしたわけです。だから、その意見をどのように吸い上げていくかというのを教育委員会は考えているのかというのを質問したわけでありまして。

結局、子どもたちはこの委員の中に入らないわけですよ、入っていないわけですよ。

しかし、私はその学校づくりのために、自分たちの学校をつくる、そして教育を受けるための理想といいますか、を子どもたちが持っているはずなんですよね。だからその意見を取り入れて学校づくりをするんでないと、ここに書いてあるような委員会の中だけで大人がもんで、こういうことをしましょうというんでは、あまり開かれた新しい学校の姿というのは見えてこないと思うんです。だから、委員会に入れない、時間の制約もあって入れない子どもたちの意見をどのように生かしていくのかということをお聞きしたわけです。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） お答えいたします。

先ほどの議員がおっしゃいました子どもの意見をどのように反映するかというそのあり方につきまして、私はこの第2条第9号の中で、その方法、やり方について話し合うようにしたいという思いで御説明をしたところです。

実際的な問題といたしまして、学校のいわゆる子どもたちが学びやすい環境をいかにつくるかということ、それは確かに子どもの視点も必要かとは思いますが、やはりそこは保護者であり、地域であり、教員であり、そうした人たちの意見を重視して取り組んでいくのがいいんじゃないかと。

あと実際に開校した後に、子どもたちがその大人がつくった制度について自分たちが体で感じ

て、目で見えて感じたもの、そのことを反映していくようなシステムにつくっていくのが必要ではないかとそのように思っております。そうなりますと、生徒会としての視点、見方、そういうふうなところへ期待するのがよろしいのではないかと私は考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第3、議案第11号蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例の制定について、本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

午前10時01分休憩

.....

午前10時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第4. 議案第12号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第12号吉賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 前回もお聞きをしたんですが、第30条記録の整備で、その記録の保管、保存を2年間としておりますが、いわゆる町内の事業者さんが善良な事業者であるから大丈夫なような面もございますが、条例として整備するに当たってはやはり例えば不適切な請求等があったときに、それを、返還請求することができる期間というのが、今、5年、この条例では記録は2年ですけども、返還請求するのは5年であるということから考えると、やはり5年

とするのがいいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

事業所の記録につきまして、2年保存という形で条例案のほうには規定をさせていただいております。

こちらにつきましては、先般の質問のときにもお答えをいたしましたとおり、政省令の基準が2年となっておるといふようなところ、それから県条例についてもこれに基づき運用がされておられましたし、県内保険者全て2年という形で対応させていただいておるところでございます。

そういったところから、条例案のとおり2年とさせていただきたいというふうに思っております。

先ほど、議員のほうから該当となります2事業者につきましては、それぞれ5年保存という形で内規において対応させていただいているところでございますが、町といたしましても、権限がおりてまいりましたら、職員の研修等々も十分に実施をした中で、毎年、事業内容について適正に監査等々させていただく中で不適切な事例等がございましたら、直ちに変換の手続をとるといふような対応をとってまいりたいというふうに思います。

また、今後、政省令、恐らくそういった状況については、全国的な課題であろうと思っておりますので、政省令等々の見直し等がなされました際には、この部分の見直し等についても早急に行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、議案第12号吉賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてに対する、反対の討論を行います。

先ほどの質疑でも示しましたが、例え不適切な請求により事業者が報酬の受領をするということがないということが言い切れないということと、県内では先ほど答弁がありましたように、2年としておりますし、現在、吉賀町がほかの介護保険の各条例でも2年というふうにしておりますが、本当に必要な新たにあとから返還を請求しなければならないという事例が発生しないということが言い切れない、島根県以外のところの条例を確認をしてみますと、私の見た中のほとんどが期間を5年としておりました。

そういうことから、省令等が2年であるから、それにあわせて2年にするというのではなく、

やはり保存期間を5年とし、万が一に備えるという条例の仕組み、条例の仕組みとしてそのようにしなければならないということで反対の討論とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第4、議案第12号吉賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第5 議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第13号吉賀町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第13号吉賀町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第6. 議案第14号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第14号吉賀町表彰条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第14号吉賀町表彰条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第15号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第15号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第15号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第16号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第16号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第16号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第18号吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第18号吉賀町蔵木グラウンドゴルフ場施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10、議案第19号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第19号大野原運動交流広場施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第19号大野原運動交流広場施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11、議案第20号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第20号吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 済みません。

削除するところのありますが、資料でいきますと29ページの附則であります。

第3条にありますところの、上から4行目、第4項第1項に規定する第1期から6期の間は徴収せず云々というふうにあります。

このことによって何がどうかわるといことになるのか。

それから、平成30年度から始まる期は、ちょっと第6期だったかと思しますので、その確認と含めてお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

附則の部分の第3条の削除についての御指摘であったかと思します。

後期高齢者医療が始まりました平成20年度におきまして、導入当初、制度がまだ十分になじんでいないというようなところと、被保険者の方々にいわゆる保険料の負担が新たに発生してくると、これまで扶養であったことで発生してこなかったものが、新たに発生してくるというようなところから、半年間は、保険料を免除させていただくという規定がございました。

その既定の適用が平成20年度の制度導入当時に限るということでございましたので、その部分で今回保険料の徴収、第1期から第6期、いわゆる半年間の部分を徴収を猶予すると、徴収をせずに猶予するというような規定がそのまま残ってございましたので、この部分については削除させて、該当がなくなったということがございますので、削除させていただいたということがございます。

ということで、実質、現在、加入されておられる被保険者の方々には影響はないというふうに考えております。

30年度以降につきましても、このような規定は適用されませんので、この部分の削除を行ったとしても該当はないものというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） ありませんか、ほかに。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 済みません。

後期高齢者医療保険料の、いわゆる被保険者の扶養にあった人のことをおっしゃったんですけど、軽減措置というのが、現在においては均等割額の軽減等の措置というのはどのように形でされているかということと、平成30年度においては、それがどのような形になることになるのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

後期高齢者医療の均等割部分の軽減ということで、現在、軽減割合といたしましては、4つの軽減が適用されております。

それぞれ被保険者の世帯主の総所得金額等の合計額によりまして、現在一番大きいところで9割軽減、それから8.5割軽減、5割軽減、2割軽減、これらの軽減内容となっております。

30年度以降、これらの軽減割合が変更になるというところがございます、申しわけございません、またちょっと詳細の軽減割合、30年度の詳細な軽減割合について、ただいま手持ちの資料がございませんので、申しわけございません、ただいまちょっと回答することができません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております、議案第20号吉賀町後期高齢者医療に関する条例の変更についての反対の討論を行います。

そもそも、後期高齢者医療保険が始まったとき、先ほどの答弁でございましたように、これまで保険料支払わなくてもいい方に保険料を付す、また75歳という年齢で線引きをし、高齢者を分けるというような取り組みの中で発生したものであります。

これまでやむを得ないというふうに私も思いながら賛成をしていたきらいはありますが、実際に吉賀町内に住む方々の生活、そういう点を考えますと、もともとの老人保健制度というのはございましたが、そちらに戻してやるのが本来の形であるというふうに私もいろいろと考えに、至ったところがございます。

また、今の保険料後の減免の状態がどんどん期を進めるごとに少なくなっていることで、新たに負担増の仕組みの中に組み込まれていく、県としては保険料の割合については下がるということも報道されておりますが、このままほかの保険等と同じように保険料の負担ということで町民の暮らしそのものに大きな影響を与えるということがやっぱりこのまま認めるわけにはいかないということで反対の答弁とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第20号吉賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第 1 2、議案第 2 1 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 2、議案第 2 1 号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。  
よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

1 1 番、藤升議員。

○議員（1 1 番 藤升 正夫君） それでは、議案第 2 1 号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

この条例は、国民健康保険を広域化することに伴う条例の改正であります。

そのことによりまして、このたびの予算でもわかるようにこれまで、吉賀町、何年にもわたって一般会計からの繰り入れ等を行い、国民健康保険税が上がらないよう努力をしてこられました。が、今度からそういうことが非常にやりにくくなる、やりにくくなると言いますのは、国民健康保険税が急激に上がることを抑えるために町からの一般会計から入れるということができない仕組みを導入をしている、そのことをすれば逆に県からのお金が入らない、そういうような仕組みまで入れて国民健康保険税が今後、引き上げされていくと、そういうことは今でも国民健康保険税の支払いに苦慮しておられる方々のことを考えあわせてみれば、非常に耐えがたいということで、このたびの国民健康保険条例の一部を改正する条例についての反対といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第12、議案第21号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第13. 議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第22号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第13、議案第22号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第14. 議案第23号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第23号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、議案第23号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

一般質問でも行いましたように、このたびの条例の改正は、介護保険料を15%をも引き上げるものとなっております。

また、収入が少ない人の保険料の負担割合と収入が多い人の負担割合の整合性も取れていないということが大きな問題でありますし、そもそも介護保険の制度そのものが保険制度としたために、どんどん保険料が上がる仕組みになっているということそのものがまずもって問題であるというふうに考え、この条例に対しての反対をするものであります。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第14、議案第23号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第15. 議案第24号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第24号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この条例の138条に認知症対応型共同生活介護、いわゆる吉賀町で言うたら朝倉のグループホームが該当すると思いますが、その従業員の実際の人数と、この条例でいう人数の差というものがあるかないか、多いか、少ないかだけでもよろしいので、わかりますでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

申しわけございません。具体的に、今、グループホームあさくらに人員が何名の、具体的な人員が配置されているかという部分については、ただいま数字のほうを持ち合わせてございませんが、当然、それまでの基準に基づいて運用されておりますので、その部分については、クリアをされているものというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 実際のサービスを提供しようとした場合にこの基準よりも多い人数を配置しないと実際のサービスの提供ができないというのが、これは特別養護老人ホームのことでありますけれども、そういうような実態になっています。

やはり、本当に入所されておられる方に対しての十分なサービスが提供されるような、あくまでも最低の基準で定めるということを示されているものでありますけれども、この最低の基準というのが最終的には事業者には払われるお金にも反映をするというふうに思いますが、そういうところへの反映、人員の数がここに定めている人数をかえることが、かえるというか、ふやすことが事業者には払う報酬に影響を及ぼすことがあるのか、ないのか、わかるでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 人員基準を上回った場合の人員を配置した場合の介護報酬の支払いのところで、実際にその部分が反映をされてくるかどうかといった御質問であったかというふうに思います。

保険者の立場といたしましては、あくまでもそういった認知症対応型通所介護、認知症対応のグループホームの基準、法律に基づいた基準によって報酬のほうは支払いをさせていただくということになります。

といったことでございますので、実質、基準以上の事業者がその人員を手厚く配置をして実施をしたといたしましても、その部分について法律に基づく介護サービス費等々を支払いをすることは非常に難しい部分があるというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 第145条の7番目にあるんですけど、身体拘束に関するあれですけど、ちょっと具体的な方針というか、あれが全然載ってないので、よく理解できないので、ちょっと詳しく説明できたらと思うんですけど。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

第145条の第7項、身体拘束の適正化といったところで、そもそもこれが出てまいりましたのが、この規定がございませんので、身体拘束を行うための規定というものがございませんでし

たので、今回の省令改正によってその規定を設けなければならないということになりました。

基本的に身体拘束につきましては、全ての場合でできるというものではございません。

基本、身体拘束というのは人権の否定につながってまいりますので、どうしてもやむを得ない3つの原則が満たされているかといったところがあります。

まず、切迫性、あるいは差し迫った状態であるとか、緊急性でありますとか、そういった一応3つの要件がクリアをされているといったところで入所者、入所者というのは難しいですね、御家族とかにもその辺の状況を十分に説明をして、実施をしなければならないというものでございます。

このあたりを適正に実施をしていく中で、いわゆる施設側だけの判断でそういったことが施設側、あるいはもっと極端に言うとな担当者だけの判断でそういったことがなされる場合もあったかと思えますけれども、今回、そういったことがないように、あらゆる部分がそういった3つの3要件に基づいて、適正に実施をされているのかというような部分を委員会を設置することによってその中で多方面から検証をしていく中で適切な身体介護が実施されるための委員会を3カ月に1回以上開催をしなければならないという規定でございますとか、あるいはそういった部分を実施するため、先ほど3要件をじゃあどのように適切に判断をしていくかといったような指針、いわゆるガイドラインをそれぞれに設定をして、それに基づいて実施をしていくということで、そういった部分の改正、具体的なところで申しますとそういった部分の対応を事業者のほうに求めていくということになると思えます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、議案第24号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例についてであります。

反対の理由は、先ほど議案第12号で示しました記録の保存の期限に、期間が2年とされていることに対するものであります。

やはり、町が返還請求できる期間が5年というところから、記録の保存は5年であるべしというふうに考え、このたびの条例についての反対の討論とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、議案第24号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第16. 議案第25号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第25号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、議案第25号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第17. 議案第26号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第26号吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び

運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、議案第26号吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前11時03分休憩

.....

午前11時13分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

#### 日程第18、議案第27号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第27号吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第18、議案第27号吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19、議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第28号吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第19、議案第28号吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20、議案第29号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第29号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。

10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 子育て支援の一環ですが、柿木での町政座談会のときに、若い保護者の方から大変子育て支援、さまざまな施策が出てますけど、大変ありがたい施策だという言葉がありました。

その中で、少し、長期的に安定したそのものにしてほしいという質問が確か、質問というよりも要望みたいなものがあつたと思うんですけど、この条例も30年が、32年と2年間となっておりますけど、やはりこういう施策というのは、財源をきちっと確保して長い長期的なものにしないと、今から子育てをする方に不安を与えたいと思います。

それで、せめて町長の任期4年間ぐらいは責任をもってこの支援をするんだというような姿勢を示すべきだと思いますけど、この2年間という期限を切ったのはどういう理由からでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

なぜ2年なのかといったところですが、現行、保育所、保育料、学童保育等々の子育て支援の無償化につきましては、子ども・子育て支援計画という5年計画を策定しております。

こちらの計画の期限が、あと残り2年ということで、この計画にあわせて今回条例のほう改正をさせていただいたということがございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 補足というと誤解を招くかわかりませんが、今、担当課長が申したということと、もう1つは、ほかの案件もございますが、施政方針の中にもあつたと思うんですが、今、あります平成27年度から31年度まで、総合戦略、ここをまず足並みをそろわさせていただきますと思います。

子育て支援もそうです。それから、住宅の改修とか、民間の助成とかも全てそうなんですけど、まずはそこへ足並みをそろわさせていただきますという思いで、今回、このような提案をさせていただきました。

先ほど10番議員のほうからお話がありましたように、先般、柿木で行いました座談会の中で、長期的な、安定的な施策にするためにも財源をしっかりと確保していただいて、安心して子どもを産んで育てられるようなという御要望があつたということは、重々承知しております。

ただ一方では、そのときにもありましたが、完全無償化がいかげなものかというような御意見もあるということも承知しておりますので、まずは総合戦略で2年間この制度につきましては延長させていただきますが、その中でまた次のステップをどうするかというところはじっくり考えてまいりたいというところがございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第20、議案第29号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21. 議案第30号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第30号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第21、議案第30号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第22. 議案第31号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第31号吉賀町町民憲章町歌検討委員会条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第22、議案第31号吉賀町町民憲章町歌検討委員会条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23. 議案第32号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第32号平成30年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 16ページの上のほうでお聞きをいたします。

他会計補助金、一般会計から入れておりますけどもこのうちの、いわゆる交付税措置にかかるもの、起債の返済を含めてですけども、どの程度になるかわかりましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） ちょっと調べないと回答できんそうで、5分ほど休憩します。

午前11時27分休憩

.....  
午前11時55分再開

○議長（安永 友行君） ちょっと時間がかかり過ぎましたが、済みませんが、一応、休憩前に引き続き再開をします。

ただいま、先ほどの11番議員の質問に関して野村総務課長のほうから答弁していただきます。  
野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼いたしました。

先ほどの交付税にかかる金額ということでございます。

約2,000万円というところでお答えをさせていただきます。

大変、失礼いたしました。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、水道事業会計については保留して、ここで休憩いたします。

午前11時56分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第23、議案第32号水道事業会計予算についての質疑が保留してあります。これより、質疑を行います。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので質疑は終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第23、議案第32号平成30年度吉賀町水道事業会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

-----

#### 日程第24、議案第33号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第33号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第24、議案第33号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25、議案第34号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第34号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ありませんか。質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第25、議案第34号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第26、議案第35号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第35号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 7ページの委託料の003健康診査事業費、これは特定健診ちゅうのありますよね、年に1遍、国保の。あれですね。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

特定健診部分ということで、後期高齢者被保険者の方の特定健診委託料をこちらのほうで予算化をさせていただいております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） それで、この特定健診の健診内容は75歳、74歳までとかなり簡単というか内容が、余り項目ないことになっていますね。何か根拠はあるんですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 健診内容につきましては、法律等々の規定に基づいて実施をしておりますので、特段、変わりはないというふうに思っております。ただ、実際に健診の対象になるかどうかといった部分につきましては、特定健診、主には基本健診部分が、高血圧であるとか、あるいは糖尿病であるとか、そういった生活習慣病等々についての健診を行っていくわけなんですけれども、高齢者の方で、既にもうそういった、例えば高血圧であるとか、もろもろの病気がもう判明をしていて治療を实际病院等にかかっておられる方については、健診等との対象から外れるというようなことはあろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ありませんか。質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第26、議案第35号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第27. 議案第36号

○議長（安永 友行君） 日程第27、議案第36号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第27、議案第36号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第28. 議案第37号

○議長（安永 友行君） 日程第28、議案第37号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第28、議案第37号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第29. 議案第38号

○議長（安永 友行君） 日程第29、議案第38号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ありませんか。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第29、議案第38号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第30. 議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第30、議案第39号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようです。質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第30、議案第39号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第31. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第31、議案第40号平成30年度吉賀町一般会計予算を議題とします。本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

昨日の質疑の際は分けて行いましたが、きょうの質疑については、歳入歳出全て一括で行いますので、ページ数等を述べてから質疑してください。質疑はありませんか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 71ページの農業委員会総務費かな、これは、この前決まった農業委員さんの報酬ですね、それでこの前1名同意がなかったというので、1名欠員になると思うんですが、欠員ならこれだけ金額いらぬし、それから聞きたいのは、その欠員部分はどういうふうにするのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

議員が言われるとおり、農業委員が12と推進委員が11名の予算が上がっております。欠員といいますか同意がなかったということで、そこをいつ補充をしていくかということなんです、これ定数が今のように決まっておりますもんで、今後町当局、農業委員会の中で、話もさせていただきながら、また公募に関しては同じような方法でやる必要がありますんで、それにつきまして、また追加で募集をやりたいというふうには、今考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） こまい事言うようですが、これ12人と書いてない、予算書には、どうかと思うんですが、決まる時期というのがまだわからない。そうすると来月からじゃから、どうなるんかいな。もしこれ1名足らずにずっと行った場合に、予算1名分とすればいらぬわけだけど。決めといて、後から決まって使わないといえればそれまでかもわからんが、その金のこともじゃけど、とにかく今から公募する方法ですが、ちょっとわからないわけですね。ちょっとその辺のところ、はっきり。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） まだ今の時点ではっきりしたことは決まっておりませんが、定数等決める場合に、人数的に、今の12名が適正だろうということで決めておりますんで、農業委員会のほうとしましては、当然、募集をしていくべきだろうと思っておりますし、予算的な面につきましては、また不用な部分は補正で減額なりという形でやらせてもらいたいというふうに考えております。

○議員（1番 松蔭 茂君） わかりました。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 関連で聞きます。予算はともかくとして、この資料のほうに、農業委員会委員候補者評価委員会の評価というのがあります。その前に、委員会の出席者が副町長、農業委員長、職務代理者、事務局長、産業課課長補佐とあります。その下に評価結果があります。「応募推薦された者の12名について、農業委員選任候補者として適正であると判断し

た」とありますが、結局この判断が、私も含めて議会の判断でくつがえされたわけであります。その否決されたとか何とか、否決された人に対してのことでなくて、こうしてせっかく委員会までつくって、選任をされて12人を、なり手も余り積極的に引き受ける役もなかった委員会を、せっかく選任をされて上程をされて否決されたわけですけど、それは議会が否決されたんだといえれば、それまでですけど、上程したほうの農業委員会なり否決された方への責任というのは、どのように感じておられるかというのをお聞きしておきたいと思います。

御承知のように、農業情勢大変厳しい状況でして、今まで土地を集積した方が、そろそろその集積部分を手放さねばならないというような、年齢的にも大変厳しいときに差しかかっていると思いますし、町は農林業を町の基幹産業だとうたっております。それが本気なら、最初から欠員で出発するのではなくて、5月22日の交代時期までに、きちんとした人選をして、もう1回やり直す必要があると考えておりますけど、その辺のとこの見解をお示しいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） そのことにつきましては、同意案件の提案者は私のほうでございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、こうして応募者、あるいは推薦のあった方につきましては、先ほどお話ございましたように評価委員会の審査を経て、その報告を受けて、私のほうが同意案件の提案をさせていただいたということでございますが、12人、同意案件提案をさせていただきました。残念ながら、全員につきまして御同意がいただけなかったということでございます。提案者といたしましては、大変残念な結果ではございますが、このことはしっかり真摯に受けとめていかなければならないということでございます。提案者といたしまして、やはり努力が足りなかったのではないかということは、反省をしておるところでございます。

法の改正によりまして、今回から大きく農業委員会制度が変わるという中での、今回の同意案件の提案でございましたが、このままの状態で行きますと、先ほどからお話がございますように、5月の23日からの新しい農業委員会では、欠員を1名生じたままということになるかと思えます。この扱いをどういうふうなことで対応していくかということでございますが、近々、現在の農業委員会としての会議が招集の予定というふうに、担当課や農業委員会のほうから聞き及んでおりますので、まずは、現在の農業委員会の皆さんがどういうふうにご考えておられるのか、そこをしっかりと意見聴取をさせていただいて、その中で先ほどございましたように、補欠といえますか、欠員の部分を、どういうふうな時期にどういった方法でといったところにつきましては、改めて協議をさせていただきたいと思っております。

先ほど担当の産業課長が申し上げましたように、まずは現在の農業委員会の皆さんの御意見をいろいろ拝聴させていただいて、今後の対応については慎重に対処してまいりたいというふうに思

います。

それで、お話がありましたように、ああして生産調整も、ことしの平成30年産米から廃止をされるということで、非常に吉賀町の基幹産業であります農業、農政、大きく軌道修正をする過渡期でございます。こうした時期に、農業委員会が新たに変わる。そして農政の非常に大きくかじをとるというふうな時期でございます、非常に難しい時期でございます。そうした中での対応でございますので、そこを判断を間違えることのないように、慎重に対応させていただきたいと思っております。

責任はいかなもんかということがございます。これは、当然、最終的に同意案件を提案させていただいた私にあるということは、繰り返し申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この新しく選任された農業委員の中で、人数も減って、聞いているところは、大変、蔵木にしろ柿木にしろ、いろんなどこで手薄になっておるという話を聞いています。

特に、この選からもれた方は、椈谷、福川の新しい農業委員会は地区の担当とかはないんですけど、やはりある程度わかった人でないと、仕事ができないんだろうということで、その担当に充てようということで、選任をされたということを聞いております。

もれたとこの住民の方も、大変高齢になっていますし、農業委員がないということは、大変不安に思っております。

ですので、ぜひ今、申し上げましたように、新しい出発、5月の23日からなんですけど、それまでにいろいろな手を尽くして欠員で出発するという事態を、ぜひ避けていただきたいと思っております。（「質問か」「いやだからその辺をするかどうかという」「答えを」「思うがどうかと」「そういうことです」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど申し上げたとおりでございます、まずは、現在の農業委員会の委員の皆さんの御意見をまずお聞きをするところから始めさせていただきたいと思っております。

その上で、農業委員会の運営で、結果的にその住民の皆様に支障を来すようなことがあってはならないわけでございますので、そういったことも十分承知の上なんですけど、しっかり御意見を拝聴させていただいて、どのような対処がいいのか。

特に新しい制度の中には推進委員さんもいらっしゃいます。当然、今の段階では推進委員の方はいらっしゃいませんけど、それを想定した中で、農業委員会の運営がいかなものかということ、御意見を拝聴させていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 118ページの004保健体育施設整備事業費で、ちょっとこれ聞き逃したかもしれないんですが、立戸のスポーツ公園のトイレ棟建設工事とありますけど、それ水道工事と管理棟とかの工事ですか。テニスコートは入っていないんですか。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） スポーツ公園のトイレについては、野球場のトイレです。それでそれに付随するものとして、下水の配管と簡易水道の給水管の配管があるということでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） テニスコートはないんですか。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 今回については、設計委託料のところでテニスコートのほうの利用者の方からもトイレの要望があるということで、管理棟のトイレをちょっと改修をさせてもらって、そちらのほうを使っていただくような形を考えようかということで、設計委託料を予算計上させていただいております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） ということは、いずれテニスコートの修繕工事とかも出ますか。予定されていますか。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 済みません。テニスコートのトイレかと思ひまして、ちょっと勘違いしておりましたけども、テニスコートの改修なんですけども、これについては、若干ちょっと検討はさせていただきました。それで、平成29年度で1面ほど照明設備を、ちょっと追加で施工させてもらったところで、先般工事が終了したところでございますけれども、テニスコートの改修については、これもかなりまた金額がかかるということで、要望はあるんですけども、現在全く使えない状況ではありませんので、ちょっとまた様子を見ながら、それも検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） わかりました。テニスコートというのが、ちょっと私いろいろ聞きました、まず1つは、感覚として真田グラウンドのサッカー場と、これと関連したような考え方になってくるんですけど、真田グラウンドも1万4,000人から始まりまして、結構交流人口が盛んになっております。

反面、このテニスコートはどうかというと、保護者含め、テニスというのはプレーするのがシングルとダブルというのがいろいろあると思いますが、1万何千人とかそういう交流人口の人口数ではないですけど、保護者含め、大体のところが1年間に3,000人ぐらいの交流人口があ

ります。

昼間じゃなしに夜間、主にこういった稼働をされていますんで、なかなか人の目にはつきにくいところがあると思うんですけど、そういった観点で、人には目につかないいうところで、結構な交流人口があるということで、テニスコートも視野に含めて、早急の改善が必要じゃないかと思っております。

その前提には、やはりこの町内でも中学生、小学生と島根県大会、先日もあったらしいですけど、中国大会と、それぞれが優勝とかそういった功績も残しておられますんで、1つの考え方として、町の財産、町の宝といった観点から見ましても、やはりこういった錦織圭に続く、今の中学生、小学生おられますんで、なかなかこういう人材もこの中国管内でも少ないということもありますし、またこの吉賀町から地元から出られて、やっとうこういった人材も出たということもありますし、やはり県外から、当然広島の方からもたくさんの選手、保護者の方も来られます。そういった事情も含めまして、早急なテニスコートの改修等々の、スポーツ公園、野球場も含めましてですけど、まずこういったテニス、サッカーもそうですけどテニスも国際的にといいますか、はやっとなることもありますし、そういったことも含めまして、早急にやられたらどうかと思います。

以上。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） スポーツ公園のテニスコートの利用状況でございますけども、今議員が言われましたように、確かに今、レベルの高い選手がおりまして、町内外から、特に県外から吉賀町のほうへ練習に来られる方も、どうも多いようです。サンエムの実績報告によりますと、年間1,500人程度の利用者がるということで実績が上がってきております。

確かにテニスコートの整備も必要かとは思いますが、現在、近いところで1面だけ改修してよくなったコートがございます。あと4面あるわけですけども、そちらのほうも改修の要望があるわけがございますけども、これもかなりの金額がかかるというふうに、今考えておまして。とりあえず今、トイレのほうの整備をということでやっておりますので、またその辺も検討していかなければならないというふうに思っておりますけども。とはいえ、じゃあことし来年すぐということには、なかなかならないという状況にあると思っておりますんで、ちょっとまた関係者等とも協議をしながら、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） ことし、来年という、私はそういった感覚なんですけど、結局は真田グラウンドにならしまして、やはりそういった流れが出てきますので、それにならってという絶好のチャンスでありますので、来年とは言わず、早急な対策をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 73ページの農業費の関係なんですけど、野菜生産施設事業補助金という60万円というのがあるんですけど、これのどういった使い道なんかということと、もう1つがんばる地域応援総合事業というのが2,000万円ぐらいあるんですけど、その2つのちょっと使い道を御説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

初めに、野菜等生産施設整備事業補助金60万円というものでございますが、これはいわゆる大きなハウスじゃなくて、小さいハウスでも野菜の振興をしていくために、ハウスに対して補助金を出して、産直、やくろだとか柿木にもありますが、そういうところに出荷量をふやしていこうという施策でございまして、20万円の3件分をこれ上げておる制度でございます。

それから、がんばる地域応援総合事業補助金ですが、これにつきましては、もともとが県の事業でございまして、県が3分の1、町が6分の1で2分の1を補助金で出すというものでございまして、町内の法人とか新規就農者、こちらの方々が施設整備に要する経費に対して補助金を出しておるものでございます。今年度の予算としては、ある程度要望を聞いてやっていますが、6件分でハウスが7棟とあと農機ですね、機械ですね。それからJAさんのほうで色彩選別機、そちらのほうを要望が出ておりますので、そのものを上げております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 資料の65ページの吉賀高校の支援事業ですが、先般利用者の数は先日説明がありましたが、私が32室が満室になるということで、それはそれでこの施策が功を奏したということは十分承知しとるわけですが、その中で、拡大事業がこのたび出ていますけど、実際センターに入っておられる生徒の方が、生活の中で、親御さんから離れて生活しておるわけですので、その辺のところ、この運営上、スタッフとかいろいろな問題が生じていないかという危惧があるわけでありまして。スタッフの能力が十分であって、大変多感な時期の子どもさんを、きちんと生活指導されているのかどうかということ、またことし施設に入られる方もふえるわけですので、その辺のところ、悪い印象が出ないように運営をしていく必要があると思いますので、少し今の運営上、スタッフなり何なりの——資質といたら大変失礼なんですけど——資質なり何なりに問題はなく運営されているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それではお答えをいたします。

かかわるスタッフの能力といいますか資質といいますか、そうしたところにつきましては、ど

う言いましょうか、日々、努力を重ねているというふうに答えさせていただければというふうに思います。

それから、ちょっと全体としてのセンターの運営についてお話をさせていただきたいと思います。昨年の4月にセンターを運営を開始いたしました。入られる生徒、入所生にしても、そしてスタッフ側、受け入れる私どものほうも、要はゼロスタートという状況で、手さぐりであったということは否めないと思います。

実際に、スタッフ間で申し合わせをしたというか意識統一をしたのが、ちょっと大きく言いますけども、1学期につきましては、まずは入所生にセンターでの生活になじんでもらおうというふうな申し合わせを行っております。

そして2学期になりますと、少し入所生の皆さんに規則、決まり、規律のある生活というものを意識してもらおう。そして、共同生活であるということ意識してもらおう、こういうふうに申し合わせております。

そして3学期です。今度は生徒自身、そこに入られる入所者自身が、そこでの生活をより楽しく、生活そのものを自分たちで考えて、自分たちでつくっていただこう、こんな感じでこの1年を過ごしてまいりました。

先ほど冒頭申し上げたとおり、スタッフ全員が一丸となって努力をしているところです。来年、また4月から新しい生徒さんを迎えます。そうした部分でも、さらに努力を積み重ねていきたいというふうにして考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 参考資料の101ページの下側なんですが、六日市体育館の屋外トイレの建築ということで、約2,500万円の計上をされておりますが、私も町民体育館をよく使うんですが、町民体育館のトイレが狭いのでふやしてほしいとかいう声を聞いたことがないんですが、よく大きいスポーツ公園なんかに行きますと、体育館の外にトイレがあるわけなんですが、この周りにはふれあいホールにもトイレがありますし、基幹集落センターにもトイレがあります。そして、体育館にもトイレがあります。あえて六日市体育館の外に、また別の屋外トイレをつくるという必要、ちょっと理解ができないんですが、夢・花・マラソンとか、あるいは町民文化祭がありますが、それは年に1回なんですが、あえて体育館の外に屋外のトイレをつくるというのを、いろいろ要望があったかもわからないんですが、その辺のいきさつについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 今、議員が御指摘のように、六日市体育館のトイレについてはちょ

っと老朽化が激しくて、かなり傷んだような状況があることは確かだろうと思います。

それと、どうも本来は体育館自体のトイレを改修するという、最初、考えがどうもあったよう  
でございまして、それで、その検討の経過の中で、中をいろいろ改装する、そういう検討がなさ  
れた経過がどうもあるようです。それで、前中谷町長の時代の話なんですけども、その経過の中  
で屋外につくろうという方向が出てきたということだろうと思います。

先ほどお話にもありましたけども、夢・花マラソンとか、きん祭みん祭のときは、かなりの方  
が周辺に集まられます。特に、夢・花マラソンでは、体育館の裏側に仮設トイレを置くぐらいの  
状況でございます。

そういったところで、屋外にトイレをつくってということになったのではないかというふうに  
私も思っておりますけれども、そういったところで、今回、六日市体育館の、今、計画をしてお  
りますのは東側に建設をしようということ考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 前町長のころのことですが、体育館の利用者が、外にトイ  
レをつくれれば、またいちいち履物をはきかえにゃいけんし、体育館の中のトイレが老朽化したの  
で、それを補うために外につくるといのは、どうも体育館の利用者からみたら、外にトイレが  
あるということは履物をはきかえにあいけんので、私は非常に便利が悪いような気がして、どう  
も今の、次長にお聞きして、次長を責めるわけでも何でもありませんが、何か矛盾しているような  
気がいたします。

それで、夢・花マラソンも、町民文化祭も年1回であります。そのためにつくるといふんであ  
れば、私は2,500万円かけて体育館の外にトイレをつくるというのは、非常に理解ができに  
くいところではありますが、今の経緯をお聞きしましたが、体育館のトイレが老朽化したので、そ  
の代替えとして外につくるといのは、ちょっと私は理解できないところがあります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） おっしゃられることもよく理解できるんですけど、私は。それもわ  
かります。

私が教育委員会にかわって、今年度、今のトイレの設計をしたわけですけども、今、おっし  
やられるように、体育館から直接も行けるし、外からも入れるようなものならいいのかもしれな  
いんですけど、これはちょっと、なかなか難しい。建築法上も建物をくっつけるといのはなかな  
か問題があるらしいです。

というところで、結果的に今のような形になったわけではありますが、外から入れるといふこと  
になると、夢・花マラソンやきん祭みん祭だけでなく、ほかのことも、神楽大会等もあるわけ

ですけれども、そんなところで、一般の通行される方もよくあの辺で休んでおられる方もおられるんですけども、そういったところで利用できるのかとは思っています。

確かに体育館を利用される方は、おっしゃられるとおり、履物の問題があるので、なかなか難しいとは思っていますけども、そういったところで検討した結果、外にということになったのではないかというふうに思っておりますけれども、それで御理解をいただければというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 理解はいたしますが、これ、一般会計予算が通れば、この2,500万円をかけて恐らくトイレはできると思うんですが、先ほど次長の苦しい答弁をお聞きしまして理解はできますが、先ほど言いましたように、本当に皆さんが理解できるように、予算が通ると思いますのでこれはできると思うんですが、理解できるようなトイレをつくっていただきますよう要望としてお願いします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ちょっと次長にお聞きしますが、今のトイレは、新しく外につくるということは、内部のトイレは使用不可能にするということなんですか。その辺をちょっとお聞きます。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 現在も使用できないトイレではありませんので、当然、中は中でやっぱり使えんと、夜とかもあるので困ると思いますんで、その辺はちょっと、また洋式化とか、いろいろ考えていかんといけんと思いますんで、外のトイレをつくって、そのあと、またちょっと様子を見ながら検討をさせてもらいたいと思っております。

だから、中のトイレを使用不可能にするつもりはありません。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今のトイレの件なんですけど、スポーツ公園と体育館とで5,000万円ちょっとのお金がかかるということなんですけど、トイレに5,000万円もかかるちゅうのが、ちょっと私、理解できないんです。その辺で、私の建築関係の不勉強なのか、あまりにもお金をかけすぎじゃないかと思うんですけど、そこら辺の御説明をちょっとお願いします。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 確かに公衆トイレが2,000万円、3,000万円かかるというのを一般の方が聞いたときに、高いという印象しかないと思うんです。普通に一軒家を建てた場合、

2,000万円とか、3,000万円で普通の住宅ができると思うんです。その中に、当然トイレがあってという感覚でおられると思います。

今回の六日市体育館のトイレは、先日も申し上げましたけども、40平米あまりの建物です。それが2,400万円。野球場のトイレは、今、配管とかがあるので結構高くなっていますけども、それから思うと、一般的な感覚からすると、今、言われたようなことになろうかと思います。

ただ、公共工事として発注するうえでは、ちゃんと設計基準に基づいた設計をする必要があります。まして、その上で、なおかつ積算も積算基準に基づいた積算をしていくところなるということで、積算の内容を見ると、中の設備等については建築は大体一般的にそういうふうな考え方をするんですけども、見積り等で単価を設定するものがありますけども、そういったものについては、結構、その辺を考慮して、なるべく安くなるような設計、積算をしておるつもりでありますけども、やっぱり公共工事となると、諸経費等を入れると、やっぱりこういった金額になるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午後1時56分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計についての質疑が途中です。質疑を続行します。質疑はありませんか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 83ページなんですけど、商工会補助金、835万5,000円、関連もあるんですけど、ちょっと私、聞いたんで正確かどうかわかりませんが、以前はこれだけ補助金はたしかなかった。それがあるときから、3年か4年くらい前ぐらいから急激にその補助金がふえたというふうに聞いておりますが、商工会、もちろんいろんな商工会の計画があって、それで補助金申請をするんだと思うんですけど、間違いはないですか、ふえたということは。ふえたんだったら、どういう事業をやるためにやったのか。というのは私も商工会員ではありますが、そのふえたことによって、いろいろな事業が、それでも実感としてわからん。ということで、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

商工会に対する補助金がふえたかどうかということですが、以前に比べれば、徐々にふえてきておると思います。ことしの予算の中身を見ますと、835万5,000円ですか、この分ですよ。商工会の事業としましては、小規模事業経営支援事業という県の補助金をもらってやる事

業ございますが、その県の補助対象になります事業費から県補助金を差し引いた残りの2分の1を町負担しようという一応ルールをつくっております。それと、今年度はこれにプラスして、よしか立志塾を全協でもやりましたが、商工会のほうが主体でやっていただけたということがありますので、そちらに対する予算額が48万円、それと先ほど言いました小規模事業経営支援事業、これは787万5,000円ということでこの額になっておりますが、実際、商工会の事業自体もいろいろふえておまして、商工会の予算額自体もふえておるんじゃないかというふうには考えておまして、事業のほうも、少ない職員ながら頑張っておられておるとは、産業課のほうとしましては理解しております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 商工会の補助金が多いからいけんというんじゃないですから、というのは、商工会の運営はほとんど県の補助金、それと商工会の自己資金、自己資金というのは、今の決算書の作成、それから、労働保険、その収入、その他ちゅうのは大してないわけですが、これは、それじゃあ県の補助金が少なくなったから、増額した、それならわかるですね。1つの例えば100なら100があつて、今まで90ぐらい来よつたのが85になったから、その5ほど町が穴埋めするというのはわかるんだけど、どうもそうじゃないような。というのは、もしそれなら、私は別にずっと同じような事業をやつとると思うから、けど何か大きな事業やつたんじゃないかと思うんですよ。それが実感としてないから、ちょっと聞いて、商工会がやることだけど、金を出しや、あれはあれを買つたということじゃいけんかと思うんで、それで、たしか4、5年になるかならんかごろから、多いときにはもっと額が多かつたです。ことし、それで、一旦出したら減せないちゅうのが補助金の性質かわかりませんが、何か特別な事業をやられたという覚えありませんか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

商工会の事業予算がどの程度あつて、毎年がどの程度、動いているかというのはちょっと今時点で把握はしておりませんが、当然。県の補助金のほうが落ちとるということもないと思っております。昨年度等は施設の改修等やりましたんで、そちらの経費も上乘せしとりますんで、29年度予算は、この30年度当初予算よりはまだ大きい額だったというふうに思っておりますが、県の小規模事業経営支援事業ですか、よく御存知だと思いますが、そちらのほうの内容自体が実際多くなつておるんじゃないかというふうには理解をしておりますが。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 私、聞きたいのは、商工会と聞きゃあ早い。だけど、町が補助金となる金を補助金として出すのが、とにかく事業計画があつて、それにしとるはずだと思うんで

す。それが、特別に何か、二、三年のうちに、この補助金が伸びとることは間違いない。ちょっと調べてこなかったけど、例えば、今まで400万円、500万円をやっていたのが、600万円やったかな、それが大方1,000万円になったっちゅう、ほんと倍になった、急に、それで何かの、それは計画を全部認めたからといえればそれまでかもわからんけど、それならどういう事業じゃったか、かなり大きな事業と思うんです。それで、県の補助金ってほとんど商工会の職員の給料ですから。そのほかというのが一般の事業と思われます。それで、再度聞きますが、そういう事業は、特別には覚えておられるか。ちょっとそこだけ。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

特段大きな事業が入ったとか、そういうことはございません。一番初め、申しましたが、県の補助対象事業というのは決まっております。それに対しまして県の補助金が幾らかつきます。その残りの残額の2分の1を町が補助しておると。それが先ほど言いましたこの予算でいきますと780万円ちょっとということでございます。実際この経費に関しましては、はっきりした額は覚えておりませんが、650万円とか、その程度がこの四、五年前の数字じゃなかったかというふうに思っております。ですが、倍にふえとるとかではなくて、100万円から150万円程度は四、五年前から比べるとふえておるのではないかというふうに思っております。先ほど議員が言われました、特段大きな事業の変化があったということじゃないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。蒸し返しにならないように、お願いします。

○議員（1番 松蔭 茂君） わかりました。だから、もうこれ以上言いません。商工会で聞きゃあわかることやから、それはいいです。調べますから。

それで、関連するんですが、その地域商業等支援事業補助金、これ600万円、これどういうことをするんですかいいね。地域商業、商売のことですから、どういうことをする補助金か。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

これは、県の補助事業で、率は何ぼだったかいな。県が4分の1、それで町が4分の1、2分の1を補助するというものでございますが、要は、4分の1と4分の1を合わせた2分の1を補助するというものでして、その補助対象の事業としましては、要は特に中山間地域なんか、地域商業の機能維持が非常に難しくなっておるところがございまして、商店等の維持、これが地域の経済の活力につながるということで、この補助制度が平成28年度からですか、つくられたもんなんですよ。それで、新しく商店を開店するとか、それとか、事業の承継するとか、そういうときに、店舗の改装する、そういったものに対しまして補助金を出すという事業で、中身はそういうものでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 予算書の35ページなんですけど、総務管理費ですけど、005のケーブルテレビの事業費というところで、新規の加入者助成金というのが162万というのが上がっておりますが、昨年も恐らくこの助成金というのは出とると思うんですが、戸当たり幾らぐらゐの助成金が出ておるのか、それで、昨年何戸の助成をしたのか、また今年、何件ぐらゐを予定されておるのか、また、沢田地区もこのたび4戸ですか、住宅ができたと思うんですが、そういうふうな住宅に対するこのCATVの取りつけというのは、町のほうで取りつけるのか、個人が支払うのか、その辺のこともちょっとお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） ケーブルテレビ新規加入者助成金について説明いたします。

ケーブルテレビ新規加入者助成金交付要綱というのに基づきまして対応しております。補助金の内容につきましては、例えばUターン者、Iターン者が新たに居住した場合、新規に家屋に設置する場合、生活保護者のみで設置される場合等、いろいろな条件を設けまして、ケーブルテレビ設置への助成を行い、新規加入を促しているところであります。ちょっと約の数字で申しわけございませんが、新たにケーブルテレビを設置する場合は、15万円程度の経費がかかります。これ加入者分担金でいただくことになっております。

それを設置するのは、町ではありませんで、鹿足郡事務組合が設置します。新たに設置された方々は、鹿足郡事務組合へ一旦加入負担金を払うということになっております。津和野町との差異を埋めるために、吉賀町と津和野町との差異を埋めるのを主の目的として、加入促進を促すために差額を助成しているものでございます。新築家屋等の場合は10万8,000円、その他が7万7,000円となっております。

昨年度は、実績としては9件ございました。今年度15件分を計上しております。今年度15件と多いのは、新築が多分29年度多いと予測して15件を計上しているところでございます。以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 45ページの調査分析委託料ということで、きのうもいろんな議論が出ておりましたが、新しく公共交通再編事業計画の調査をするということで、昨日も随分議論されておりましたが、今のデマンドバスに限れば、デマンドバスはバス停があるところしか走っておりません。バス停以外はとまっちはいけないことになっておりますので、その調査の対象からバス停がない方もたくさん町内、近くにバス停がない区域もあると思うんですが、要するに今デマンドバスが全く走っていないという地域なんですけど、そういうところもこのたび調査の対象に入るんでしょうか。ぜひ対象に入れてほしいわけなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） この件については、再三申し上げておるとおりでございますけど、今ある現状を見直ししましょうと、こういうことですから、ただ単に今は知っているデマンドを含めて、バスの路線を変えるとか、停留所の場所を変える、当然それも対象になりますけど、結局そのバス路線を変えたにしても、バスの実際通らないところもやっぱり出てくると思うんですよ。そこはどういうふうに補うとか、ほかの先行した自治体でやっておったり、自治会でもやっておられますが、自治会で車を準備をして、それを有償とする、それに向けて助成金を払うと、いろんな制度があると思うんですけど、そういったことも一切含めて今回ニーズ調査を含めてしようということですから、ただ単にバス路線を変えるとか、ルートを変えるとか、停留所の場所を変えるとか、それに限定したものではございませんので、全てについて、交通事情をどうにかして解消できないかということで、全体の面的な部分を調査をしていこうということでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 済いません。バス停を変えるとか、バス路線を変えるとかいうんじゃないで、今の町民の皆さんは公共バスとそれからデマンドが主なんですけど、そのデマンドにも乗らないような人、デマンドバスが走っていないようなところの方にも調査の対象を広げていただいてということで、そういうことで質問したので、デマンドバスをバス停を変えるとか、路線を変えるとかいうことじゃないということなんで、調査の対象を幅広く広げてほしいということで、質問させていただきます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 済いません。私の受け取り方がまずうございました。当然、現在利用しておられる方、そうでない方含めて、幅広く全町民の方を対象にということでございます。ただ、調査の対象をどういった方法でやるかということが出てきますので、すべからく6,300人の方全部を対象ということにはならないということは御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 関連のようなことなんですけども、同じく45ページなんですけど、これにつきましては、先般から町長がまずは公民館単位でニーズ調査をすると、それによって来年度は実施設計して、それから町長のお考え、やや完璧なものということであろうかと思うんですけども、先ほども3番議員の答弁にもありましたように、自治会で輸送してレンタカー借りてやるとか、当然全国、新聞紙上のみならず、実態があるわけですから、いろんなやり方があるかと思うんですけども、いわゆる高齢者というのは、だんだん膨れ上がってはきますけども、そういうところで、ずっと年とると、なかなか購買意欲もないという状況のなか、やはり時間を

かけてでも、完璧なものを仕上げるということも大事かとは思いますが、やはり何でも一緒なんですけども、やりながら、いろんな問題点とか、課題というのが当然出てくると思うんですよ。そうすると、いち早くこの町にどういう公民館単位であったり、地区単位でどういうニーズがあって、どういう状況なのかということをもとにやってみて、半年後にはそれが実施できるというようなスピードを持ってやらないと、2年も3年もかけてやるような事業じゃないと思いますよ。私は、それについて、町長の見切り発車でもやるべきということをお考えを聞きたいと思いません。

それと、予算書の参考資料なんですけども、91ページなんですけども、ふるさと創生基金繰入金というところで、健康増進施設の毎年指定管理やって、来年の指定管理の期限が切れるんじゃないかと思うんですけども5年契約でしたか、この前現地調査に行きましたところが、ありとあらゆるところを経年劣化があったり、老朽化に伴う当然のものということもあるかもしれませんし、あるいは工事設計段階であったり実施段階であったりするときに、手抜きまでは言いませんが、ちょっと雑な工事をしたために何ていいますか、クラックが入ったりとか、雨漏りが当然しちゃならないところが漏れてみたりとかいうことで、かなり傷んでいます。そして、松乃湯もわかりなんです。あそこも40年たっていますか。そういったところで、だんだんこういう施設が全国的にもあちこち乱立したっていいんでしょうか、地上が飽和状態になって、最初はゆ・ら・ら、高速あって近くていいねということもありましたが、年々入館者が減少してくるというのは、ここに限らずだとは思いますが、松乃湯じゃなくてはその湯なんですけど、その辺のところがありまして、なかなか現状は経営していくというのが厳しい状態にあるんじゃないかと思うんですよ。そうすると、指定管理では、もう今度は誰が請け負ってやるにしても、どんどん、そんなことじゃ請け負っても大変だよということになりましょうし、こういった大きい施設を抱える団体というのは、本当に厳しい財政の中で、将来的にはどうあるべきかという検討をする課題が大きいと思うんですよ。そうすると、この施設を売り払うのがいいのか、潰すということにはなりませんので、その辺で、今後の経営方針、その辺を今から、来年にかかってやったんでは大変なことになりますから、町長、1年ぐらいかけてやるのがお好きなようでございますし、検討していかなくてはならない問題ではなかろうかというふうに思います。

それと、一般質問でも出ておりましたが、93ページの合併特例債を使って4,250万円ですか、それで、あそこの「ゆ・ら・ら」のところでも今度UBEビエンナーレの受賞作品の中でいろんな彫刻を設置するというような事業を継続しているわけなんですけども、そういった中で、前町長の中で、地方創生総合戦略の一環としてやってきて、まだ継続していかなくちゃいけない事業ではあるんですけども、やはり一時期は立ちどまって、周囲を見渡してみたり、検証したりとか、前例踏襲でなくて、考えていくべき時期にもきとるし、場所の選定等も合わせて、それは

もちろん町長は将来的に子どもの情操教育にもつなげるようにしたいと。澄川喜一先生がデザインしたものを生徒がこちょこちょ金づちでやるわけでは、なかなか難しいと思います。そういった意味で、皆さんも見られたことがあると思うんですが、私、ちょっと記憶が定かではありませんが、四国の金毘羅山の近くだったような気がするんですが、山石じゃなくて、川原の石をやや平らになった石をいっぱい街道沿いに並べて、それに絵づけをしたり、思い出の文言を入れたりして、子どもさんに何件も並べたところがありましたが、むしろそういったことをやるのがふるさと思う、ふるさをいつくしみ、将来、それこそ都会の高校であろう、大学であろう、就労しても、この町には私たちがつくったこうしたものがあるというような思い出にもなりますし、そういったところがむしろ私は情操教育とサクラマスプロジェクトにも関連をしますというふるさを誇る子どもたちが育っていくというようなことにも、何千万円、何百万円というようなお金かけなくても、方法論はいろいろあるかと思いますが、町長、ぜひ、若い町長になられたんですから、何も古いものどんどん踏襲するんでなくて、自分のカラー、自分のやり方というのが簡略に早く安価にできるという方法も、やはり検討して、方向転換する時期に来ているというふうに思いますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 一般質問の答えが足りなかった部分があるかと思いますが、少し補足しながら、前例踏襲主義ということで、当然それはいい面もあれば、悪い面もあるわけでございまして、そこら辺はバランスよくということを申し上げておきたいと思います。

それから、1点目の交通体系の調査分析の委託料の件で、これは今までもいろいろ御意見がありましたけど、今9番議員がおっしゃられましたが、見切り発車をするつもりは私はないです。時間をしっかりかけて、まずは現状分析をして、ニーズ調査をさせていただいて、それをもって制度設計をしようということで、1つの物差しとして、ことし1年は、30年度はニーズ調査をして、2年間かけてということで申し上げましたが、そのとき申し上げたと思うんですが、可能なものは当然前倒しをしてということは想定内でございますので、そこら辺はまた取捨選択をしながら、対応させていただきたい。そうすることによって、今御不便をかけておられる、それから近い将来支障を来すような方に対してのフォローができるようなことを考えていきたい、それは交通体系についてでございますけどそういうふうに考えております。

それから、2点目のゆ・ら・らのお話があって、公共施設のあり方の問題だと思います。今回予算計上もさせていただいていますが、平成31年度から現在の指定管理者90近い施設の更新を平成30年度に行わなければならないということがございます。これにつきましては、早い段階から選定に向けた手続きを着手をさせたいということで、いろいろ大きな施設、先般も見ていただきましたけど、ああいった部分もあるわけでございますので、年度始まりましたら、早急

に更新手続きに向けての事務をスタートさせる予定でございます。これまでの例を申し上げますと、指定管理者の更新の手続の際には、おおむね夏時分ぐらいから事務をスタートさせておったと思うんですが、もう30年度につきましては、年度当初、4月になりましたら、事務方の検討会の作業を進めていきたいということで、庁議の中でもお話をさせていただいておりますので、その状況をまた見ていただきたいというふうに思っております。

それから、3点目は、彫刻の道のお話でございます。これもこれまで一般質問とか質疑の中でいろいろお話があったところでございますけど、場所の選定もということもございました。当然、今ある彫刻の道のスペース、もう手狭なような状態でございますので、数点作品を置けば満杯になりますから、あとはどこに置くか、例えば柿木であったり、道中に置くとか、いろんな方法があるかと思うんですが、それは当然検討させていただきたいというふうに思っております。多額の予算をつけて、そこに投資をするわけでございますので、当然住民の方、それからおいでになれる方に親しみを持っていただけるような、愛着を持っていただけるような施設に仕上げていく必要があるかというふうに思っております。

それから、一般質問のときもお答えをさせていただいたと思うんですが、投資の部分について金額が多い、少ないだけではなかなか事業効果というのをはかれるものではございませんので、少ない投資であってもしっかりと効果が出るように、これは、我々事務方のほうの腕のみせどころといえますか、ということにかかってくる部分だと思いますので、しっかりと事業の精査をさせていただいて、予算の執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 公共交通につきましては、私の言い方が悪いのかもしれませんが、見切り発車ということは、町長が先ほど言われた前倒してでもという意味でございますので、その辺は、できるだけ前倒して、いち早く町民に利便がいいように、取り計らっていただきたいということです。

そして、管理につきましては、従前は夏ごろだったのを年度当初からやるということでございますが、問題は、早く着手もいいんですけども、中身なんですよ。今後、あれだけの大きいものをどういうふうにしてやるのがどうなのかという費用対効果です。その辺も合わせて将来の見込み、財政指数の見込みがどれだけ圧迫してくるかというシミュレーションのもとにきちっとしないと、今回のものは、ものが大きいだけに、本当足かせになると思いますので、ぜひともその辺は財政シミュレーションその他に合わせて、きちっとした検討を始めてほしいと思います。

それと、彫刻の道は、本当場所が狭いということもしかりなんですけども、やはり町民というのは、教養文化を高めたいという心というか、志はあると思うんですけども、なかなか日々にゆとりといいますか、生活が厳しいという面々我々含めてありますから、なかなかそこま

で目が届かないと行かないということなんです、いずれにしても、あまりにも、それこそ費用かけた割に町民の周知が足りないし、認識がない。その上に、あんな石ばっかりどうするんじゃないかということで評判が悪いことは事実でございますので、その辺をやはり全体にというよりも、街道沿いに目につくようにして、本当に子どもの情操教育にもつながるようにと、あわせもって事業計画しないと、せつかくの貴重な予算が生かされないというふうに考えますので、ぜひ、その辺を検討してほしいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 施設の老朽化に対する姿勢でございますが、お話ししたように、統合の総合管理計画も全部で延べ床面積は9万2,000平米ぐらいあるわけですよ。本当に大変なことだと思います。それに加えて、道路、それから橋梁、トンネルとか、インフラもあるわけでございますので、そういったところを今からどういうふうにマネジメントをして、更新をかけていくかということです。今のままの施設を同じような形で更新をすれば、申し上げましたけど、投資的経費が1.2倍必要だということは、とても今の財政でもつ話ではありませんので、今からどういうふうに取り捨選択をして、更新をかけていくか、その手法が非常に問われていると思います。大仕事だと思いますけど、財政の見極めもしながら、しっかり、対策を講じていきたいと思っております。彫刻の道はいろいろ御批判の意見があるというのも承知をしているつもりでございますので、そういった声が少なくなるように、しっかり施策を展開してまいりたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 短く、84ページ、さっきの商工会に少しは関連するんでございますけど、観光協会補助金、観光協会は、要は民間の団体、それで、別に県の予算があるわけでも何でもない。これほとんど町の補助金に頼って運営していかざるを得ん団体と思っております。この500万円、501万円、これも補助金申請するときに、どういう事業するかというのはあったかと思うんですけど、どういう事業があるのか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 観光協会補助金の内容について、概要を説明させていただければよろしいでしょうか。まず、通常事業といたしまして、フラワーガーデンとか、ああいう施設の維持管理及び観光振興協会への参加経費とか、ピュアライン、岩国から益田を結ぶ観光協会でございますが、ここの経費を計上しております。それと、事業の経費としまして、現在、町道沿いに観光協会の事務所を設けております。六日市病院の入り口のちょっと手前側になりますが、この事務所の経費と、職員1名分の経費となっております。

それと、活動の事業として、「よしかん」というのを毎月発行しておりますが、御存じでしょ

うか。「よしかん」の発行、要するに、行政ではない視点からの町外への情報発信事業、SNSとかも利用しておりますし、登録者にはメールで発信している場合もございますが、そういう情報発信事業、町内でのイベントとかを発信しております。そういった事業をあわせもって、今回の補助金の501万円ということになっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 蒸し返しはしませんが、要するにこれ、人件費が大半であろうかと思うんですが、501万円のうち、そういうのは、今まで、観光協会というのは、町の補助金を今度のいろんなイベントに、例えば神楽大会とか、神楽大会、別にあるんだけど、そういうものにこう、あなた1万円、彼岸花まつりかな、それは2万円、カタクリの里、そういうふうな格好でやりよったんです。今でもやっとなと思うんです。だから、これの大半は、人件費と思うんですが、そこだけ確認しておきます。人件費です。決めちゃいけないけど、人件費ですか、どうですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

事務所費と人件費で約360万となっております。その他のいろんなウェブとかの使用料とかがございます。御指摘にありました、例えば彼岸花まつりとか、神楽大会に観光協会から直接経費を出していることはありません。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 99ページの教育費、よしか塾の事業費、学生支援コーディネーター2名分と伺っておりますが、745万1,000円、それと、42ページの公設塾の2名分、456万5,000円と、あと39ページの支援室のコーディネーター等、報酬がいろいろとあるわけですが、そうした報酬についてもですが、恐らく調整はされていると思いますが、このよしか塾、あるいは公設塾、そうした1つの組織として、一般質問みたいな感じになるかもしれませんが、そうした一貫教育というような感覚からいいますと、そうした学習に対するあれは1つの部署でまとめてやれば、経費が削減されると思いますが、その辺、教育委員会のほうではどういう考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 教育委員会で学習支援をしておりますこのよしか塾の事業でございますけれども、これにつきましては、基本的に小中学生を対象ということでやっております。平成29年度から、高校の関係は全て今総務課のほうでやっていただいております、今まで高校の

支援の関係も、教育委員会でやっておった経過はあるんですけども、基本的に、やっぱり町立学校との関係を教育委員会でやるということで、このよしか塾につきましては、教育委員会のほうでやらせていただいておりますという状況です。その後、教育委員会から高校が離れて、高校生の公設塾が総務課のほうの肩入れでできたという経過があります。全体的にどう考えるかというのは、教育委員会だけの問題でもないのです、その辺、議員の言われることも一理あるとは思いますが、その辺は、また関係している課なり教育委員会も含めて、その中でやっぱり検討していく必要はあるのかなとは思いますが、今の状況はそういう状況で、全体的なことについては、総務課なりのところで回答いただければいいのかなと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） よしか塾という表現が教育委員会、それから今総務課で支援室が内室としてありますけども、支援室のほうでも、よしか塾という言葉を使って、正式にはよしか塾NEXTという形で、吉賀高校生を対象にして塾を開設をしているというところで、少しばかりちょっと言葉が重なりますので、印象的にもというか、中身も重なるのかという印象があるかと思えますけども、実際には、支援室で今行っているよしか塾NEXTの経費につきましては、この予算書にもあらわしていますけれどもいわゆる地域おこし協力隊という制度を用いて、2名の今回は予算計上させていただいております。

その予算については、多くはその係る人件費、そしてその活動に資する経費というようなこういうつくりでして、一方また教育委員会で予算をとられているよしか塾に係る部分もおよそ人件費が多くを占めてると思えます。

そして、それぞれの人件費につきましては、基本的には単価がもう設定されているということになりますので、そこいら辺でのどういうんでしょうか経費を幾らかこう節減できるかということ、それはなかなか難しい部分があるのかなというふうには思っております。

それからもう一つ、それ以外の部分です。小学校、中学校、そして高校というこのつながりの中で、一つのひとまとまりとなって事業を行うことで、あるいは可能性として事業費の節減効果が見込めるかというようなこともあるのかもしれませんが、現時点ではそれぞれが必要な予算を計上させていただいておりますので、特にこう何かを重ねることによって節減が見込めるかということ、今の事業体系ではちょっとそこまでは難しいのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 今のそのコーディネーター、講師のそうした資格が、教える対象も違うわけですから資格もいろいろ、経験も違うだろうと思えますんですけどその辺の調整は、報

酬にあらず調整というのはしたわけということですね。

○議長（安永 友行君） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二君） 公設塾です。吉賀高校の公設塾に関してちょっとお答をさせていただければと思います。

これにつきましては、先ほども申し上げたとおり地域おこし協力隊という制度を用いております。これが国からのいわゆるいただけるお金の上限というかこれはあります。

そして、その大枠の中でのおよそ半分が人件費に充ててもいいよというようなそういう制度となっていて、そこから単価を設定しているというようなことです。

もう少しつけ加えますと、この制度を用いて既に産業課のほうで先行して、事業は全然ことなりますけれども、この制度を用いたときの単価が既に先行して設定されていたので、よしか塾NEXT、高校の塾です。これの講師についてはその単価を採用したということです。

それからもう一つ、よしか塾NEXTの講師について、これ今もお一方勤めていただいておりますけれども、高校の教員免許を有する方というふうなところで採用をさせていただいてるという状況でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 11番。予算書の35ページ、財務管理費の業務運営関係委託料、資料の64ページのほうでありますけれども、今回予算等提出するに当たっての作成をするに当たって、この指導助言等はいただいているものかということと。日常的な部分で指導助言の内容についてちょっと詳しくお示しをください。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

これにつきましては、新公会計制度の導入に係る助言等が主なものでございまして、平成28年度の決算から公会計を実施するというので、もうできておらないけないんですけどなかなか完成に至っていないというのが現実でございますけれども、そういった意味で定期的に月に1回ぐらいこちらのほうに来ていただいて直接指導していただいたり、それからいろいろ町の決算を新しい公会計に変えるシステムみたいなものもあるんですけども、そういったもののちょっと入力の方法とかそういったところでいろいろ不具合も出ておるようございまして、不具合というふうなくいってないというふうなことも出ておるようございまして、システムへの入力の方法とかも今いろいろと指導していただいているところでございます。

ですので、いずれにしても年度内の完成を目指して今取り組んでおりますけれども、そういった意味で知識の部分での指導であったり、システムに対する部分の指導であったり、業者のほ

うといろいろ打ち合わせをしたり指導してもらったり、そういったことで取り組んでる日々という定期的に打ち合わせをしながら取り組んでいる状況でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 濟いませんちょっと、現時点において今の公会計、特に水道の会計の部分についてお聞きをするんですけども、今柿木庁舎のほうでは水道の会計のほうを管理してみえるわけですけども、本庁舎のほうで水道の公会計、水道会計について状況を見ることはできるようなシステムになってないと思いますが、その確認させてください。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをいたします。公会計のシステムでございますけれども、総務課のほうで見ることにはできない、建設水道課のみで動いてるシステムでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 濟いません。私さっき答えたのは一般会計の関係でございますので、はい（発言する者あり）はい、濟いません。

○議長（安永 友行君） 先ほど5番、中田議員の公営住宅のケーブル施設の設置費用についてのページ35ですが、質問があったとこなんですけどちょっと答弁漏れがあったそうなので、齋藤税務住民課長より答弁漏れについてしていただきます。齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼しました。予算書の92ページをお開きいただきたいと思います。ここに30年度の予算を載せております。

そこでいろいろな分担金、負担金を載せておりますが、一番下から3番目CATV加入負担金というのがありまして、これについては本年度2棟4戸の建設を行います、15万4,200円の4戸分ということでCATVは予算化をしておるところです。

それから、その上の下水道ですが、下水道につきましても4戸分、これが20万円の4戸分ということで80万円、それから水道受益者分担金ですが、これについても4万9,680円の4戸分ということで予算化をしているということでございます。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 予算書の39ページと参考資料の116、地区組織活動費、自治会費ですが、これ当然事業の報告と検証等がされていると思うんですが、新たに、予算もあまり変わってないようなんですが、事業の計画や要求等が新たにあったのかということと、これでこの予算が足りているのか足りていないのかということもわからないと思うんですが、先ほど来町長も自治会に地域交通とかいろんなお考えがあると思われるんですが、この財源もことしから地域でまちづくり基金を導入されておられますが、いろんな思いがあるのかなと思ってその辺をお

伺いたします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 39ページの地区組織活動費の内訳ということでよろしゅうございますか、はい、わかりました。

ここに計上している経費につきましては、まず自治委員の報酬、これは町から委嘱をしまして、各戸配付物を月に1度配っていただいております自治委員の皆様への報酬234人分を計上しております。

主なところでいいますと、その下段にいきますと自治会活動保険補助金につきましては、いわゆる自治会活動に伴う傷害とかに対する保険を掛けているものでございます。

自治振興奨励金につきましては、中身は主に会長副会長の相当の補助金でございますが、51地区分最大分を計上しております。

自治振興交付金につきましては、5地区分1,000万円これを計上しております。

以上、MAX、一番最大で計上しておりますので、不足というのは事業を大きくやれば不足するところもあるかもしれませんが、特に自治振興交付金につきましては、皆さん各地区自治会長会とかで考えられて使っていると思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午後3時10分休憩

.....

午後3時18分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計の質疑が続行中です。そのまま質疑を行います。

質疑はありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 大変、細かい数字で申しわけないんですが、予算書にちょっと見てもわからないので教えていただきたいんですが、実は吉賀高校応援隊が町内に自動販売機をあちこち設置をされておるんですが、前町長のときから一部の自動販売機については、町のほうで負担をしているということは、これはもう事実なんですが、売り上げについて吉賀高校に全部入っているのかということ、そうではないということを吉賀高校から確認をしておりますが、大変、細かいことで申しわけないんですが、町が負担している自動販売機の電気代です。僅かとは思いますが、これは予算書のどこから出ているのか、それをちょっと電気代を1年間どのくらい負担しているのかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

これは設置場所によっても違うんですけども、例えば公民館に設置してある販売機ですと、予算書の112ページの上から2番目の光熱水費、こういったところから支払われます。ほかにはどこにあったですかね。施設を管理をしている部署のところから予算の支出が出ていくということでございます。

それで、具体的に幾らというのが、ここの中で要はその施設の電気代と一緒に含まれておりますので、詳細に幾らというのはなかなか出せないところなんですけども、その辺のところ、協議の上で適当なところをいただくということにしていかなきゃいけないということで協議中なんですけども、そういう形でもらっていかなきゃいけないんです。

ただ、これのお金の管理につきましては、これは町のほうが管理する分じゃございませんので、あくまでも設置者のほうでやっておられることですので、その辺についてこちらのほうも知り得ていないというか、そういう実態でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 済いません、ちょっと確認しますが、応援隊のほうと電気代については、今、協議中と。今、一方的に町が今まで払いよったけど、今後は応援隊から電気代ももらうということで協議をしているということによろしいんですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 町のほうとすれば、いただく方向で考えております。

○議員（3番 桜下 善博君） はい、わかりました。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ちょっと今のに関連をしてですけども、歳入で言いますと14ページの行政財産使用料の一番上にあります。今の応援隊の方から、今の自販機の設置に関する会計を出してもらおうと。会計状況を出してもらおうということではできるといふふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

あくまでもこれは、そういった会計報告を求めるとかそういったシステムにはなっておりませんので、その辺はなかなか難しいところがあるんですけども。例えば、特にまた電気代を負担していただくということになれば、なおさらちょっと難しいのかなという感じはします。実費を払っていただくということですので、そうするとその会計報告までいただくというのはどうなのかなというふうに、逆に。

仮に免除とか、そういうふうにするのであれば、今までがそうだったんですけども、そういう

ことで幾らかお願いした部分はあるんですけども、だからといって強制的にまた出さないということにはなかなかならないという現実もあるかと思えます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、違うとこで。

83ページの水産業費の一番最後で、全員協議会でも説明がありましたアユ種苗生産施設整備補助金でことしこれから、30年、31年度六百数十万、合計で出していくことになりますけども、吉賀町が出すその根拠となるものについて御説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをします。

全員協議会の資料の30ページのほうに、いわゆる吉賀町の負担額を算出した根拠が載っております。これは、放流尾数と組合数割、こちらのほうで出しているということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この先ほどの分ですけども、整備されることによって、今、先ほど課長のほうから示されました資料の30ページで出されている放流尾数というのがありますが、これはこのたび整備するところからでなくて、琵琶湖であるとかほかのところから入ってきたものを、今度はこのたび整備するところから、高津川水系に対して約120万尾ほど入れるというような、そういう計画のもとに出されるものとお伺いしてよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 今、議員さんが言われたとおりでございます、もともと高津川に放流しておりますアユは、ほとんどが琵琶湖とかそちらのほうから持ってきているものが多うございます。島根県で、いわゆる地場産のアユをふやしていこうということで、今度は江津市のほうで新しくつくった施設、そちらで増産したアユを高津川に120万でしたか、それくらい、今のところ120万尾放流をしようという、今のところ計画でございます。

この30ページに書いてある放流尾数というのは、漁協さんが吉賀町内にある川に放流をしたアユの尾数でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 42ページの太陽熱利用設備導入促進補助金の詳細の説明をお願いします。

それと、この事業に対して所得によって補助の率を変えられるのかどうかという、そこまで考えておられるかどうかということをお聞きしておきたいと思えます。

それと、84ページの先ほどから出ています観光振興対策費ですけど、町長の施政方針にも出ていますが、当町は建物とかいろいろな観光施設はないわけですけど、今の観光の主流は、や

っぱり人とか自然とか食とか、そういうことを活用しながら呼び込みを図るという流れに変わっていると思います。

この予算を見ますと、観光費の予算の大半が観光施設管理費に回ってしまっていて、ここに町長が求めている、観光の吉賀町らしい観光を実施するためのソフト事業というものが、ほとんど002の観光振興対策費の中で見られないような気がするんですけど、予算もそうですけど、この観光に対する町長の思いを観光協会のほうに、きちんと伝えられているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと、ちょっと予算書のほうでわかりませんので、資料の89ページの林業振興総務費の航空写真撮影、オルソ画像作成事業委託料が出ていますが、これは津和野町が今、最初は高津川流域で益田市も巻き込んでどうかという話もあったそうなんですけど、津和野町が単独でたしか見切り発車されていると思いますけど、アジア航測という出雲のところに依頼をしているということをお聞きしたいんですけど、それと同じ事業なのかどうかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 順番に説明させていただきます。

まず、太陽熱利用設備導入促進補助金ですが、これはいわゆる屋根の上に水を回して温めるといふ施設に対して助成を行うものでございまして、1件当たり30万円で5件分を計上してございます。

それで、所得に応じてということですが、現在この制度自体、県の助成制度でございまして、県に準じて助成することとしておりますので、特段所得による制限は設けておりません。全額、県から出るものでございます。新年度からは、税の滞納がある方については補助の対象としないということで、今、進めているところでございます。以上でございます。

観光のほうの町長への考えということで、差し出がましいようですが、私のほうから若干補足をさせていただきます。

観光振興対策費が1,000万、観光施設管理費が3,000万ということで92ページに計上をしておりますが、その次のページに都市農村交流事業費という項目がございまして、都市農村の交流施設の管理や、あと今の交流促進事業につきましては、こちらのほうへ計上しておりますので、交流という意味では都市農村交流費のほうで予算を計上しているということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） もう一つの画像の件は後ほど担当課長のほうから。

今の観光の関係で、私もいづらかお話をさせていただきたいと思います。当然、昨年12月の

所信表明とことしの3月の定例会の施政方針の中で、観光振興に努めていきたいということは申し上げたとおりでございます。

ただ、私の筋道とすれば、これまでもいたるところで、柿木の行政座談会のときもお話をしたと思うんですが、まず、今ある地域資源をしっかりと見出していかなければいけませんので、それにまず磨きをかけてブランド化を付けて、それがゆくゆくは観光振興にもつながっていくという、こういった筋書で今、進めようとしております。ですから、ブランド化につきましては産業課のほうの予算のほうで、国の交付金を使いながら3年間の事業で進めていくというお話をさせていただいております。

その延長線上に、観光振興、当然あるわけでございますが、そうはいっても、とりあえずは観光協会のほうで情報発信とかはできる策があるわけですので、そこを施政方針にありますようにSNSを利用したりということで、情報発信のところをやや厚めにさせていただいて昨年度、今年度29年度予算と比較をすると約100万円を補助金を増額をさせていただいたということでございます。

この件につきましては、当然、観光協会のほうから前段で予算要求が企画の担当にございまして、それを査定したわけでございますので、この予算がどういうふうになるかわかりませんが、可決をさせていただいた折には当然、改めて担当課のほうから観光協会のほうへ、この予算を付けた趣旨と思いの部分はしっかりと伝えさせていただこうと、こういったところでございます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

今回、予算計上しておるものは、これは航空写真を撮って、データ化するというだけのものにして、津和野町さんがやられたのは、これはかなりの金額をかけられておりますが、これはまた実際地表まで、どういう地表になっているかわかる、またはやり方によっては樹木の種類とか本数、そういうものまでわかると、ある程度、画期的なものだろうというふうに思っておりますが、ただ何しろ経費的にかかるものですので、そこまでのことは今の時点では吉賀町ではやらずに、最低限のことをやっとうというものでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の航空写真のことなんですが、最低限のことというのは、どのくらいの、津和野町は木の種類から、今、課長が言われましたように、危険箇所も全部わかる、木の種類、その材の蓄積というか、いろいろなことがわかる資料が提供されるという話を聞いてますけど、今、当町がやろうとしとるオルソ画像ちゅうのは、最低限のことって言われますけど、最低限どういうことを求めるちゅうか、わかるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えにならないのですが、オルソ画像というそのものが、私がよくわからないんですが、ほかの業務でも使えるようなものでもつくろうというものでありますので、大変、濟いません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、よろしいです。

それでは、質疑もないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第31、議案第40号平成30年度吉賀町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第32、発委第1号

○議長（安永 友行君） それでは、日程32、発委第1号議会活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。6番の大多和議会運営委員長。

○議会運営委員長（大多和安一君） 議会運営委員長の大多和です。

お手元に配付しております発委第1号を読み上げて提案いたします。

発委第1号。平成30年3月20日、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会運営委員会委員長大多和安一。

議会活性化特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由。吉賀町議会の活性化に関する調査研究のため。

裏をおめぐりください。

議会活性化特別委員会の設置について。

次のとおり議会活性化特別委員会を設置するものとする。

記。1、名称、議会活性化特別委員会。2、設置根拠、地方自治法第109条及び吉賀町議会委員会条例第5条。3、目的、議会活性化に関する調査研究。4、委員構成、議長を除く11人。5、設置期間、設置の日から平成31年9月30日まで。

以上です。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） ただいま提出者、大多和議運委員長のほうからの説明が終わりました。提出者に対し質疑を許します。質疑はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、ここでお諮りをします。

日程第32、発委第1号議会活性化特別委員会の設置については、設置することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、議会活性化特別委員会の設置については設置することに決定をしました。

ここで、委員の名簿等を配付しますので、しばらくお待ちください。

配付漏れはありませんか。ただいま配付しました名簿については、あらかじめ御協議いただいておりますので、先ほど設置を認めていただきました議会活性化特別委員会の委員等をここで発表いたします。委員会については2部会を設け、それぞれ正副部会長を置くこととなりました。お手元に配付した名簿のとおり互選によりまして、委員長に1番、松蔭議員、副委員長には第1部会の部会長の3番、桜下議員、第1部会の副部会長に11番、藤升議員、第2部会部会長に10番、庭田議員、同じく第2部会、副部会長に5番、中田議員が選任をされましたので、報告をいたします。

ということで、よろしく願いします。

---

### 日程第33. 発議第1号

○議長（安永 友行君） 日程第33、発議第1号国民健康保険制度における国庫負担割合の引き上げを求める意見書（案）を議題とします。

本案については、総務常任委員会に付託しております総務常任委員会の報告を求めます。3番、桜下総務常任委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 総務常任委員会委員長の桜下でございます。お手元に配付しました審査報告を読み上げまして報告にかえさせていただきます。

吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長桜下善博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、事件の番号、発議第1号、件名、国民健康保険制度における国庫負担割合の引き上げを求める意見書（案）。2、審査年月日、平成30年3月12日。3、審査結果、別添のとおり修正の上、賛成多数により可決。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 委員長、ちょっと。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 失礼しました。議長からただいま御指導を受けましたので。

裏面に修正の意見書が載っておりますが、枠で囲っております「被保険者」の部分のみ修正をしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） ただいま委員長のほうからの報告があったところですが、ここで委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 委員長にお聞きします。

この3,400億円の増額によりまして、全国で国保保険料の自治体に対して何%ぐらいの自治体が今かけている保険料より下がったのかということをお聞きします。

それと、この国庫負担割合の引き上げを強く求めますと書いてありますけど、実際にどの程度の金額をこの3,400億円の上乗せとして出せということなのかということをお聞きしておきたいと思ひます。

なお、これ一般会計歳入予算の57ページにも示されてますけど、当町は昨年と比べまして14.1%の増加となっておりますというのは御存知と思ひますけど、予算を生活弱者のために保険料を下げるとするのは当然、誰もが望むことと思ひますけど、一定の根拠を示して国に要求を、これ吉賀町議会として出すわけですので、そこら辺のところは慎重にやるべきだと思ひて質問をしております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 今の質問を受けましたが、整理してみますと、議論はされておられません、現在の国民健康保険制度を担当課長よりお聞きしまして、制度をしまして、国庫負担を引き上げてもらう発議についてはやむを得ないということで議論をしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 私が質問したのは、引き上げはやむを得ないというのは、それは人情的にも理解できるわけですし、当然、今、当町子育て支援で、全ての支援の支給を無料としておりますけど、それはそれとして、先ほど申しましたように、ただ漠然としてこういうものを、

いやしくも議会ですので、それを国に出すというときにはきちっとした根拠がないと、こういうものを出すべきじゃないと私は考えていますので、どのくらいのこの3,400億に対して上乘せをしてもらおうという議論がなされたのかどうかということをお聞きしとるわけです。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。どうぞ。

○議員（10番 庭田 英明君） 濟いません。そういう議論がされてなかったらされてなかったで結構ですので、そのようにお答えいただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 先ほどお答えしましたように、議論はされておられません。以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） これで質疑は終わってよろしいです。

それでは、これで質疑は終わり、これより討論を行います。この発議に対する委員長の報告は修正可決でしたので、討論は3つの立場に分けて行います。第1に、原案修正案ともに反対の方、第2に原案に賛成の方、第3に修正案に賛成の方、以上の順序で行います。

初めに、原案、修正案ともに反対の方の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 次に、原案に賛成の方の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 最後に、修正案に賛成の方の討論を求めます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論がないようです。討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第33、発議第1号国民健康保険制度における国庫負担割合の引き上げを求める意見書（案）を採決します。

まず、本案に対し総務常任委員長から提出された修正案の修正部分について、挙手によって採決をします。

総務常任委員長から提出された修正案の修正部分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） ちょっと濟いません、手をはっきり挙げてください。よろしいです、濟いません。

賛成多数によって、修正案の修正部分については可決をされました。

それでは、ただいま修正議決をした部分を除く原案についてお諮りをします。

修正議決した部分を除く原案について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） ただいまの原案についてのお諮りしたところですが、賛成少数で原案は否決をされました。（「賛成5人やった、修正のほうについては5人」呼ぶ者あり）

採決を繰り返すことはできませんし、6人でした。

説明いたします。修正案の修正部分は6対5で可決されましたけど、修正部分だけです。それで、原案については否決されたわけで、したがって本発議については否決です。

以上、報告結果です。

---

#### 日程第34. 陳情第1号

○議長（安永 友行君） それでは日程第34、陳情第1号町道亀原線、中亀原線道路改良工事についての陳情を議題とします。

本案について、経済常任委員会の報告を求めます。5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） 経済常任委員長の中田でございます。

経済委員会のほうに陳情が出ましたので、付託を受けましたので、審査結果を報告いたします。吉賀町議会議長、安永友行様。経済常任委員会委員長中田元。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。1、受理番号、第258号、陳情第1号。件名、町道亀原線、中亀原線道路改良工事についての陳情。2、審査年月日、平成30年3月13日。3、審査結果、採択。全員賛成と決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（安永 友行君） ただいま中田委員長より報告がありました。委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。それでは、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第34、陳情第1号町道亀原線、中亀原線道路改良工事についての陳情を採決します。

この採決は挙手によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は可決されました。

---

### 日程第35. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） 日程第35、閉会中の調査報告について、お手元に配付のとおり総務常任委員会より報告書が提出されております。総務常任委員長からの報告を求めます。3番、桜下委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） 大変失礼しました。それでは、総務常任委員会委員長の桜下でございます。

このたび、行政視察に行つてまいりましたので、お手元に配付の報告書を一部読み上げまして、報告に代えさせていただきます。

平成30年2月2日に、広島県呉市のサービス付高齢者向け住宅「大和の故郷」と、広島市の株式会社ナリコマエンタープライズを視察してまいりました。参加者は列記のとおりでございます。

調査事項は、福祉施設の給食システムについてであります。なお、裏面に視察に行った委員の感想を列記しておりますのでお読みください。

最後に、この視察の目的であります、町内の特別養護老人ホームとびのこ苑、みろく苑に導入を既に可決しております、決定をしております再加熱カート方式の給食システムを先進的に運用している施設と、実際に給食を調理している工場と2カ所を視察してまいりました。

再加熱カート方式の給食システムにつきましては、先月の全員協議会で既に説明をいたしております。このシステムは、食の安心・安全が提供できる体制及び将来にわたって継続可能な給食システムであります。

委員の皆様の感想は報告書に、先ほど申しましたが列記してあります。お読みいただきたいと思っております。

視察を終わり、再加熱カート方式の給食システムを採用することにより、人件費や労働時間また光熱費などランニングコストの抑制、厨房室のコンパクト化など、食の安心・安全を確認できた視察でありました。

以上で報告を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で桜下総務常任委員長からの委員会の報告は終わりました。

---

### 日程第36. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第36、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報広聴各常任委員長から会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここで岩本町長より発言を求められておりますのでこれを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、閉会を前にしてでございますが一言御挨拶を申し上げたいと思います。

3月5日でございますが、開会いたしました平成30年第1回の定例会でございます、私にとりましてはさまざまなことにつきまして反省をしたり、またいろいろなことについて考えさせられる議会であったというふうに考えております。

こうした中にあっても、提出をいたしましたほとんどの議案、そして同意案件につきまして可決あるいは御同意をいただいたところでございます。改めまして厚く御礼申し上げたいと思います。

私のほうから、せっかくの機会でございますので少し時間をいただきまして、2点お話を申し上げておきたいと思います。

まず1点は、議案あるいは資料の修正の件についてでございます。この件につきましては、再三再四おわびを申し上げたところでございますが、改めて閉会に当たっておわび申し上げたいと思います。大変失礼いたしました。

住民の皆様への対応につきましては、開会中の議長あるいは議運の委員長との協議の中で、きのうのところその対応につきましては報告をさせていただいたところでございます。この点につきましては、どうか御容赦を賜りたいと思います。

原因についてはいろいろあるわけでございますが、これは何度も申し上げておりますようにチェック体制の甘さ、これに尽きるというふうに私は思っておりますし、その最終的な責任は提案者、資料の提供者であります私であるというふうに思っているところでございます。

今後の方策についてでございます。チェック体制の甘さという反省点からでございますが、まずはチェックの仕方、方法、さらにはその体制の検討、これをまずやる必要があるかというふうに思っております。

それから2つ目は、予算編成、それから関係資料の調整の方法、この辺の組み立ても含めて考え直す検討をしなければいけないというふうに思っております。

3つ目は、スケジュールの問題でございます。大変、全職員挙げて予算編成に当たるわけでございます。例年ですと11月の中旬に予算編成方針を庁議で決定をして職員に周知をして、そこから来年度の予算編成の作業が始まる。入力をして年が明けたところから査定の作業に入るところという段取りで行うわけでございますが、最終版のところでやはりちょっと時間が足りなかったということも含めて、スケジュールの管理の方法が今の状態でいいかどうか。場合によってはその作業を幾らか前倒しをする、そういった工夫をぜひやっぱり考えていかなければならないというふうに思っております。

今申し上げましたような方法につきましては、予算編成最終的に担当させていただきます総務課の中でしっかり精査なり議論をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、今回の修正が多かったということも含めてでございますが、改めて公文書のあり方をやはり考えなければいけないというふうに考えております。このことは今回の議案あるいは資料の調整に限らず、日々の業務の中で公文書で始まって公文書で終わるという仕事をしているわけでございますのでこのことをしっかり踏まえて、公文書はやはり町民の皆さん、住民の皆さんの共有の財産でございますので、そのとこしっかり押さえて、公文書のあり方を全職員でもう1回考え直す、見つめ直していく必要があろうかというふうに考えております。

それから2点目は、中学校の統合の件についてでございます。六日市中学校、それから蔵木中学校の統合につきましては、これまでいろいろ紆余曲折あったわけでございますが、本日の議会に関連をいたします2つの議案につきまして、双方とも全員賛成ということで可決をいただきました。本当にありがたいことでございます。

この上は来年、平成31年の4月に新六日市中学校として誕生するわけでございますので、これに向けて教育委員会を中心に着実にその準備を進めてまいりたいと思います。

その過程におきましては、やはり常にその主人公は両校におられる生徒の皆さんであるということをしっかり肝に銘じて、その準備に邁進をしまいたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

都合2点について、少し時間をいただいております。今定例会の中で、30年度に向けての予算の可決もいただいたわけでございますので、施政方針の実現に向けて全職員挙げてしっかり頑張りたいと思いますので、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

げたいと思います。

以上、閉会に当たっての御挨拶にかえさせていただきます。大変どうもありがとうございました。お世話になりました。

---

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

平成30年第1回吉賀町議会定例会を閉会します。御苦勞でございました。

午後4時12分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員